

檜原村

第2期人口ビジョン・総合戦略 ～東京のふるさと 檜原村～



令和3年3月

檜原村

目 次

第1部 人口ビジョン

第1章	檜原村人口ビジョンの改定にあたって	1
1	人口ビジョン策定の目的	1
2	第2期「人口ビジョン」の位置づけ	1
3	目標年度	1
第2章	人口の現状分析	2
1	人口推移・人口構造	2
2	人口動態	4
3	就業人口	13
4	産業動向分析	19
第3章	将来の人口推計と分析	25
1	将来人口推計	25
2	人口減少が地域に与える影響の分析	35
第4章	人口の将来展望	36
1	目指すべき将来の方向性	36
2	人口の将来展望	38

第2部 総合戦略

第1章	総合戦略の策定にあたって	41
第2章	計画の理念	42
第3章	基本目標の設定	43
第4章	基本目標ごとの施策の展開	44
	基本目標1 地域固有の資源を活かして仕事を創り出す村づくり	44
1-1	地域特性を活かした農業振興	
1-2	林業の活性化	
1-3	自然を活かした観光振興	
1-4	商工業の活性化	
	基本目標2 戻りたくなる、暮らしたくなる村づくり	48
2-1	定住環境の整備・充実	
2-2	地域間交流の推進	
	基本目標3 村民一人ひとりの結婚・出産・子育て・教育を支援する村づくり	50
3-1	出産への支援、家庭教育・幼児教育の充実	
3-2	子育て支援の充実	
3-3	学校教育の充実	
	基本目標4 村民一人ひとりの安全・安心な暮らしを守る村づくり	54
4-1	健康で活動的な生活への支援	
4-2	消防・防災対応の強化	
4-3	公共交通機関等の充実	
4-4	広域行政の充実	
第5章	戦略の推進にあたって	59

資 料

檜原村行政改革推進委員会設置条例及び委員名簿	63
------------------------	----

第 1 部

人口ビジョン

第 1 章 檜原村人口ビジョンの改定にあたって

1 人口ビジョン策定の目的

檜原村では、2014 年（平成 26 年）11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンの期間である 2060 年（令和 42 年）の将来人口推計を行い、施策に関しては 2020 年（令和 2 年）度までの 5 年間を計画期間とする、「檜原村人口ビジョン・総合戦略（平成 28 年 3 月）」に基づき取り組みを推進してきました。この間、若い世代の転出超過が減少し、また合計特殊出生率が増加傾向で推移するなど一定の成果がありました。

第 1 期の人口ビジョンでは、2020 年（令和 2 年）の目標値を 2,086 人と設定していましたが、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の 2018 年（平成 30 年）公表推計では 1,914 人と、目標との間に約 170 人の乖離がみられます。また、高齢者の人口の比率は 2015 年（平成 27 年）時点で 47.1%に達し、全国や東京都の平均を大幅に上回る少子高齢化と生産年齢人口の減少が進んでいます。

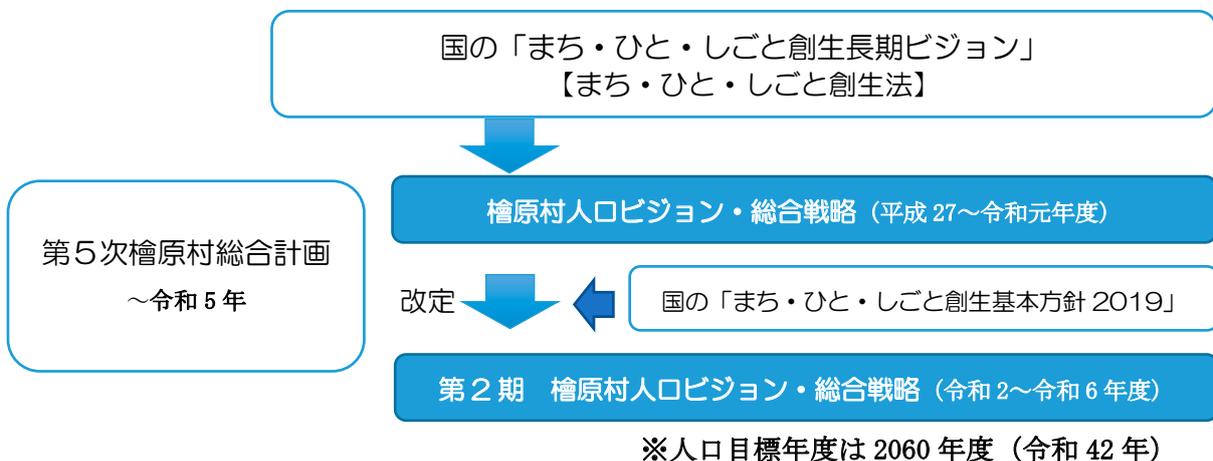
このような状況を踏まえ、2015 年（平成 27 年）の国勢調査人口を基準人口としつつ、社人研推計や近年の人口移動、社会情勢等を加味した上で、第 2 期の「人口ビジョン」として改訂を行うものです。

2 第 2 期「人口ビジョン」の位置づけ

国では、第 1 期での地方創生について、「継続を力」にし、より一層充実・強化する「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を新たに示しており、これを踏まえ、第 2 期の「人口ビジョン」を策定し、本ビジョンを基に、本村の人口対策や振興対策について、今後 5 か年（令和 2 年度～令和 6 年度）の取り組み施策を位置づけた第 2 期「檜原村総合戦略」を策定します。

3 目標年度

第 2 期の人口ビジョンの長期の人口目標は、2060 年度（令和 42 年度）とします。

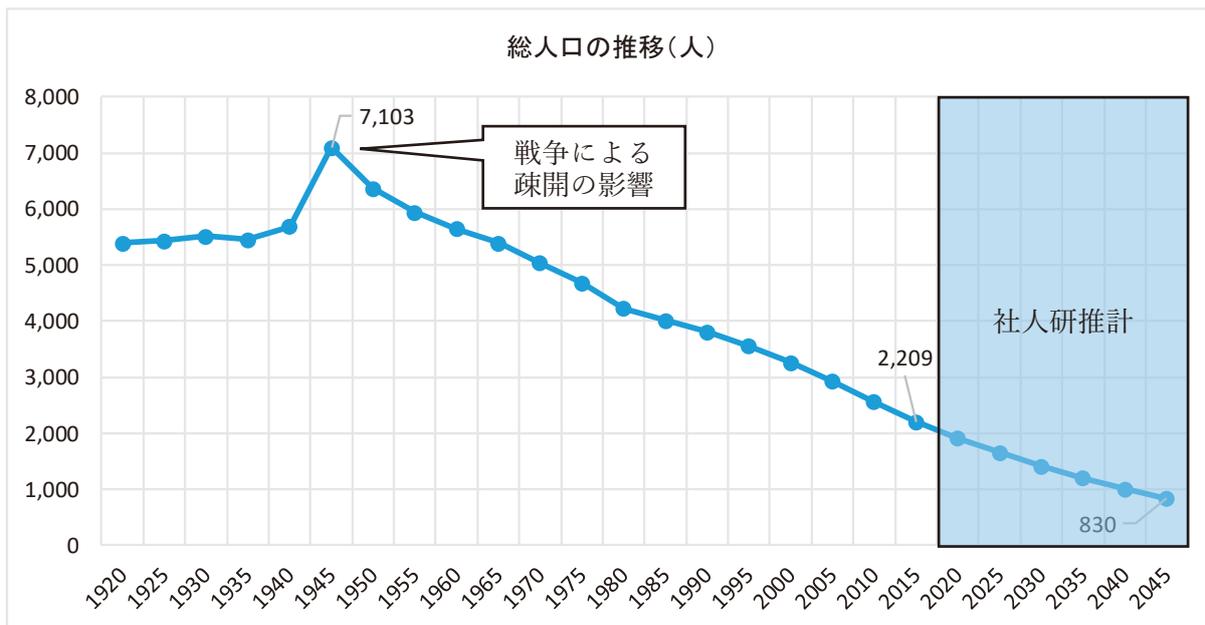


第2章 人口の現状分析

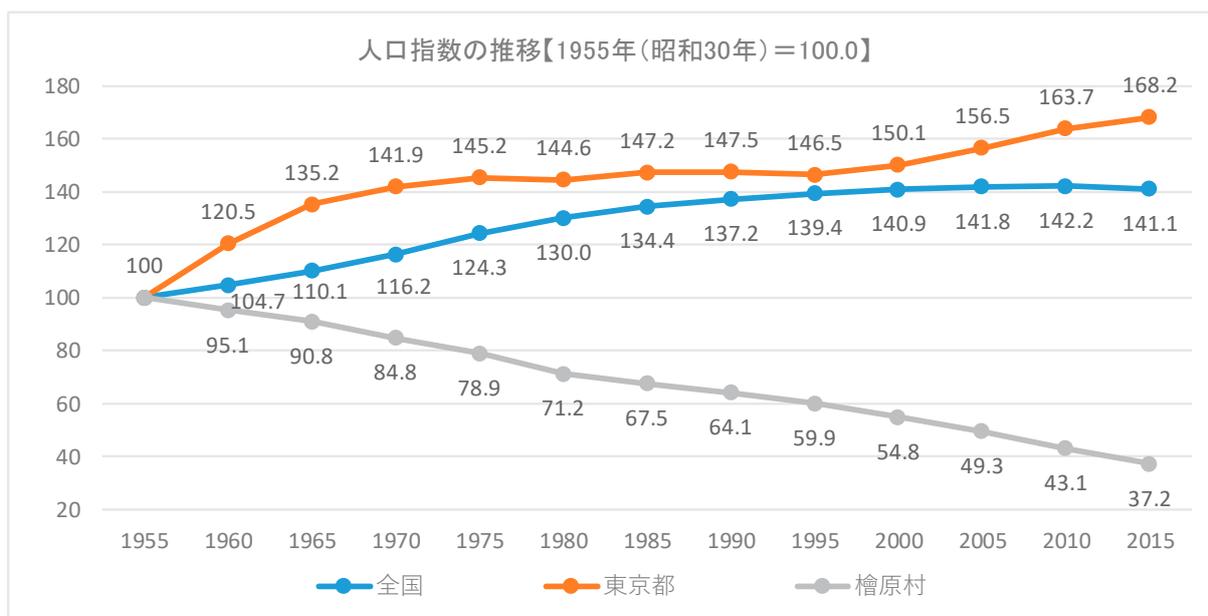
1 人口推移・人口構造

(1) 総人口の推移

- 本村の総人口は、終戦の年である1945年（昭和20年）をピークに、その後は一貫した減少傾向で、2015年（平成27年）時点で2,209人です。
- 人口指数の推移は、1955年（昭和30年）を100とした場合に、2015年（平成27年）では37.2まで低下しています。なお、東京都は上昇傾向が続いていますが、全国では2008年（平成20年）をピークに既に人口減少局面となっています。



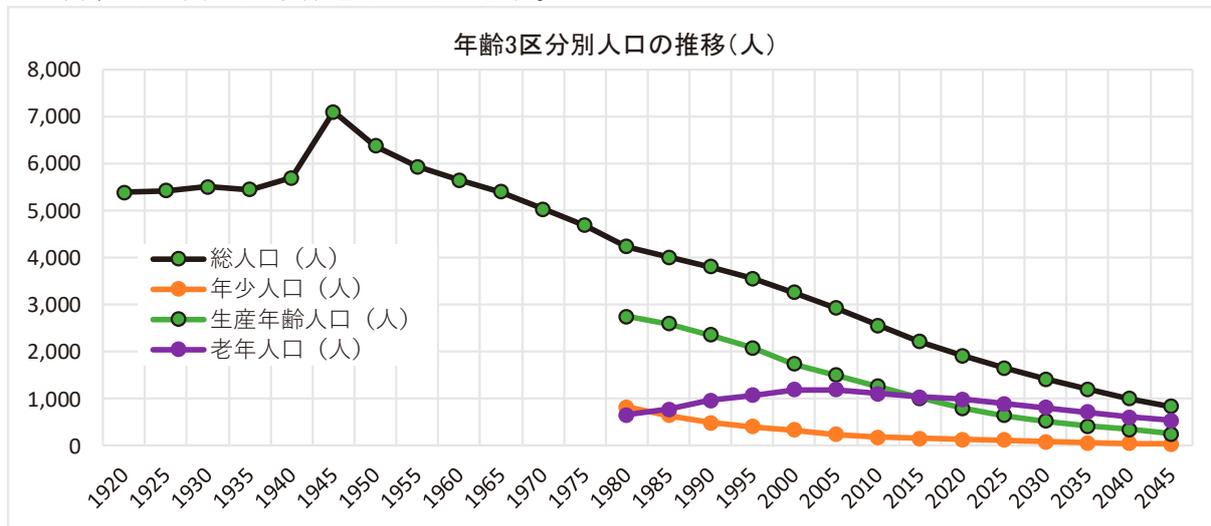
出典：国勢調査及び社人研推計



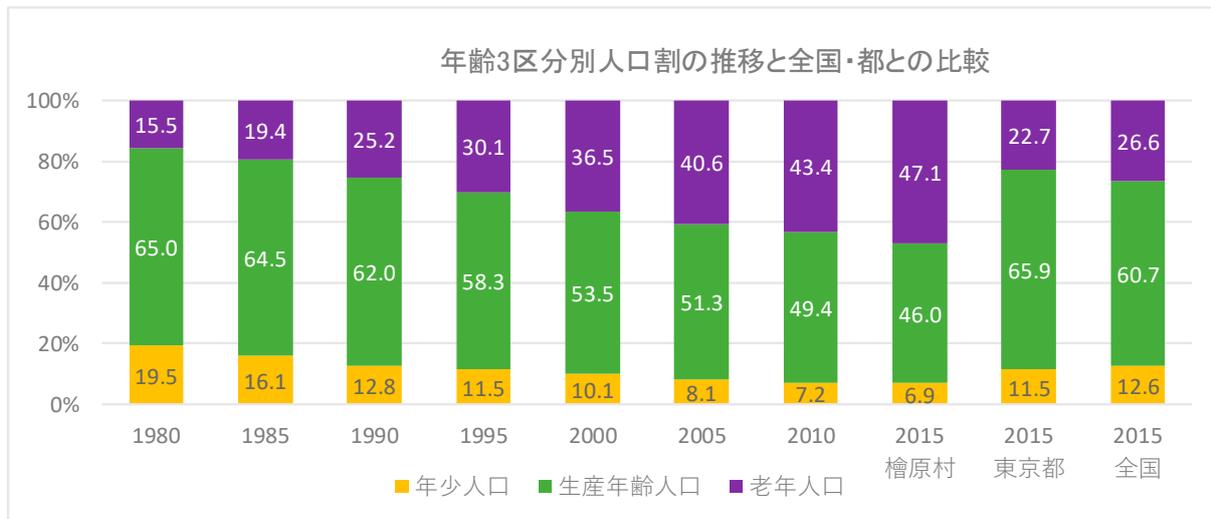
出典：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

- 年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、一貫した減少傾向にあります。
- 1985年（昭和60年）に年少人口を老年人口（65歳～）が上回り、その後、増加傾向が続きましたが、2005年（平成17年）の1,190人をピークに減少に転じました。
- 老年人口比率（高齢化率）は、1980年（昭和55年）の15.5%から2015年（平成27年）には47.1%まで上昇しており、全国平均を大幅に上回り、都内では奥多摩町に次いで高齢化率が高い自治体となっています。



出典：国勢調査及び社人研推計



出典：国勢調査

都内自治体の高齢化率上位10(2015年)

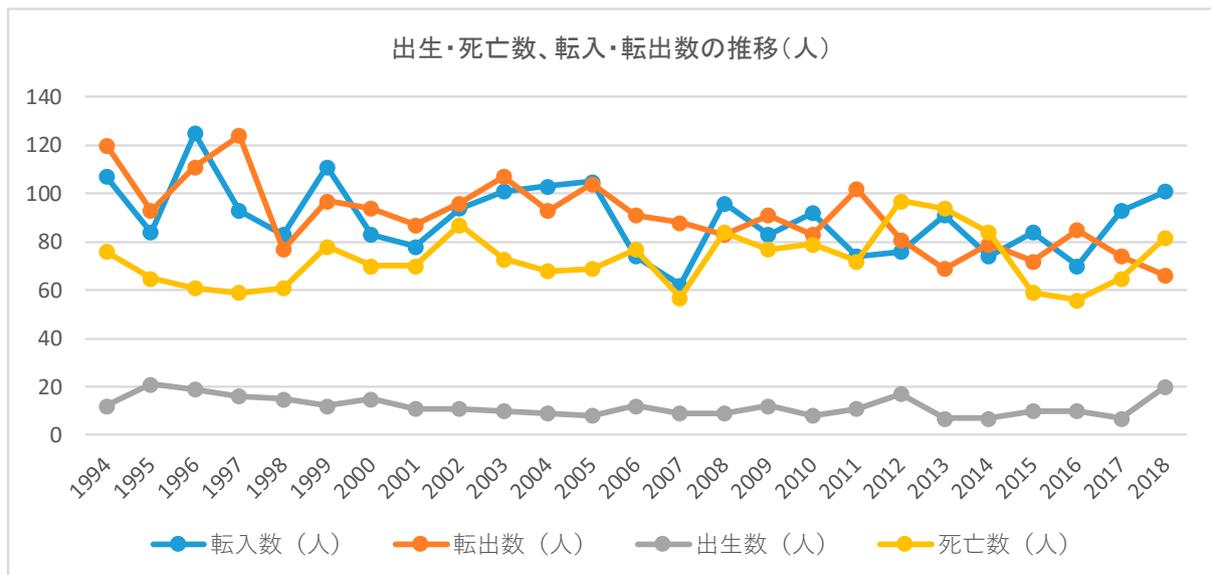
順位	自治体名	高齢化率(%)	順位	自治体名	高齢化率(%)
1	奥多摩町	48.2	6	日の出町	36.1
2	檜原村	47.1	7	大島町	35.4
3	三宅村	38.2	8	青梅市	28.1
4	新島村	37.5	9	あきる野市	28.0
5	八丈町	36.5	10	清瀬市	27.9

出典：国勢調査

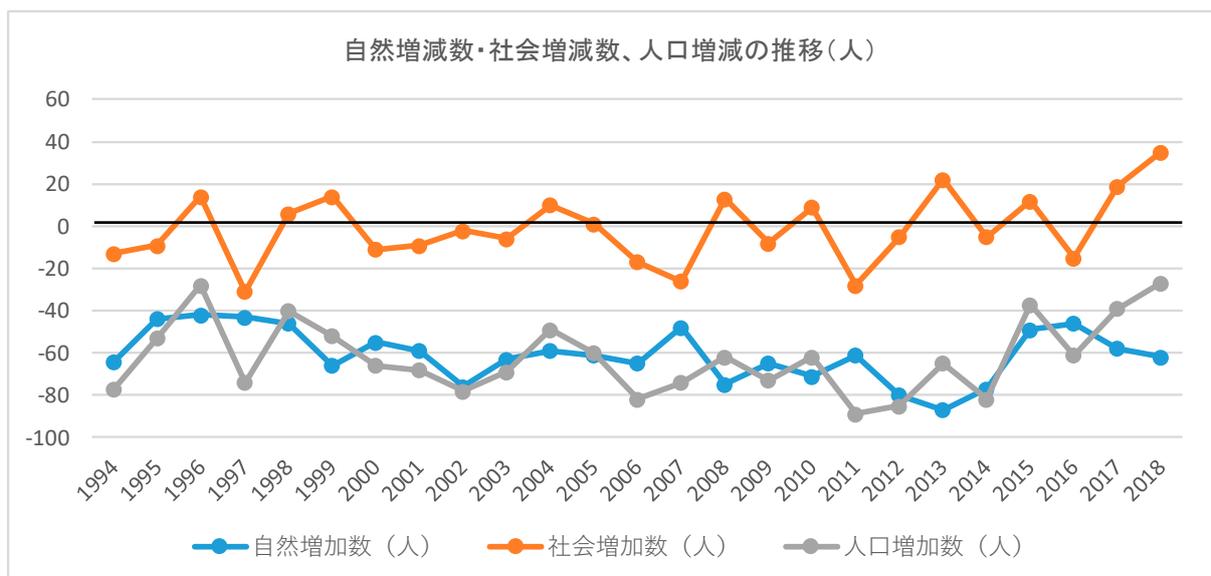
2 人口動態

(1) 出生・死亡、転入・転出の推移

- ここ10年間では、出生数は1年間あたり約11人(2009～2018年平均)であるのに対し、死亡数は約77人と、自然増減(出生数－死亡数)はマイナス65人前後で自然減が続いています。
- 転入数は約84人(2009～2018年平均)、転出数は約80人で、社会増減(転入数－転出数)は、転入超過の年もあれば、転出超過の年もあり、年によって変動があります。
- この結果、死亡数が出生数を大幅に上回ることを要因とした人口減少の傾向が続いています。



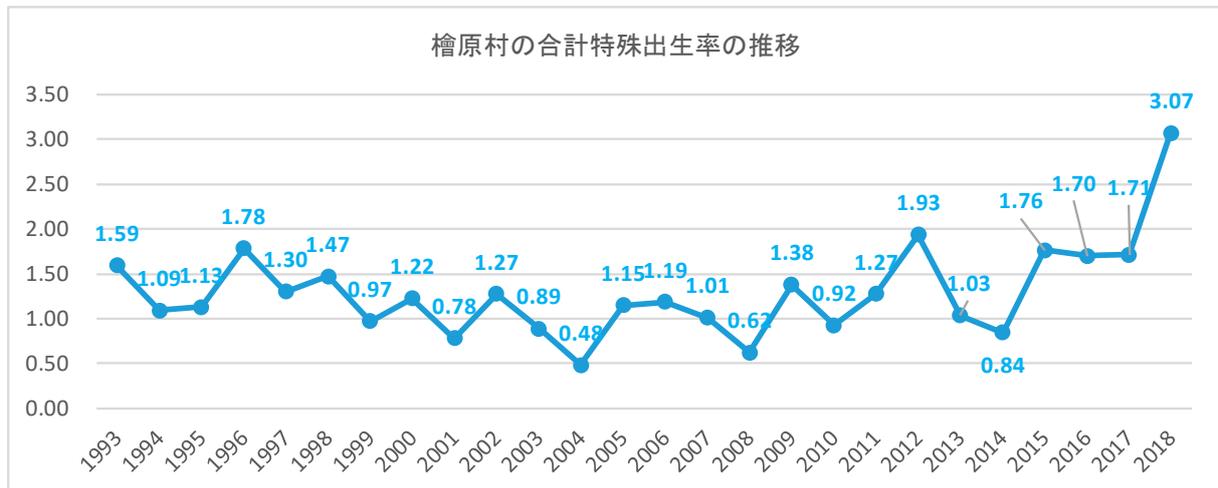
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」



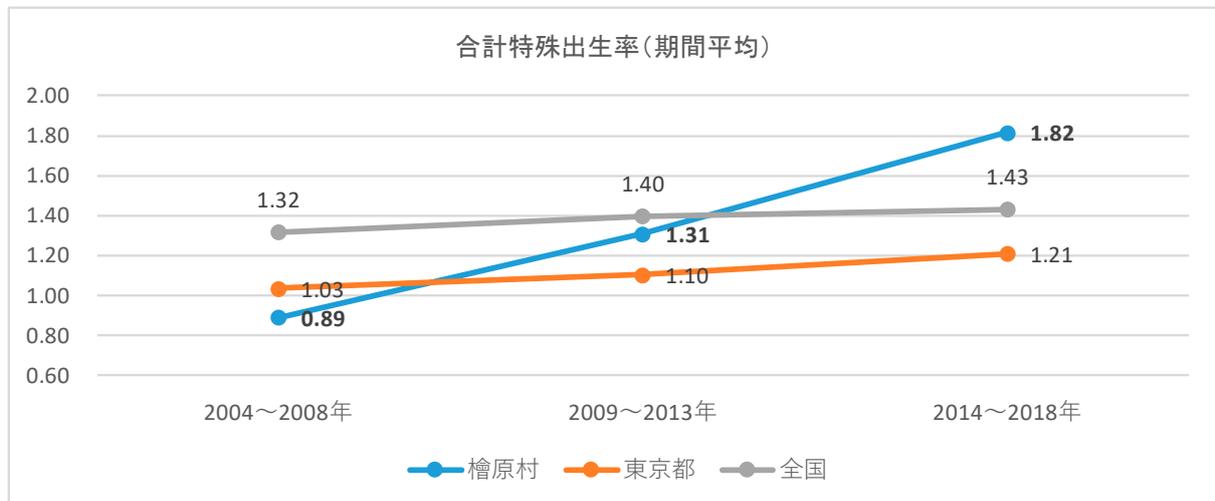
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2) 合計特殊出生率の推移

- 合計特殊出生率は、年によって大きな増減があるものの、2014年（平成26年）からは上昇傾向に転じ、2018年（平成30年）では3.07と極めて高い値となっています。
- 近年の状況を期間平均値で比較すると、全国は1.4程度、東京都は1.2程度で、ともに微増傾向となっていますが、檜原村では、2004～2008年の平均は0.89と全国・東京都を下回る水準から、2009～2013年は1.31、2014～2018年は1.82と大きく増加傾向での推移となりました。



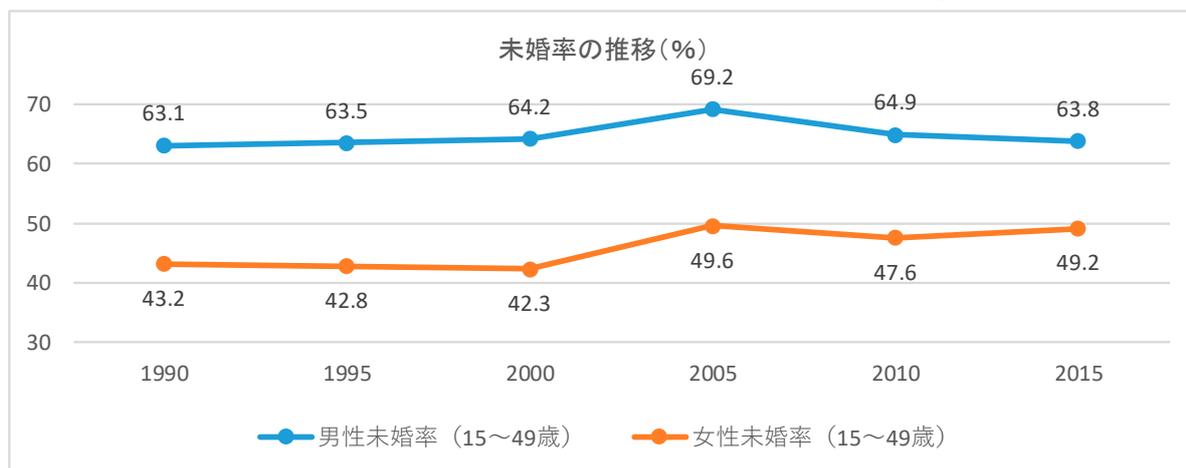
出典：人口動態統計



出典：人口動態統計

(3) 未婚率の推移

- ▶ 檜原村の15～49歳未婚率は2015年（平成27年）で男性63.8%、女性49.2%となっています。1990年（平成2年）以降は男性が60%台半ばで推移するとともに、女性も40%台から50%近くまで上昇しています。
- ▶ 未婚率は、男女ともに東京都や全国の平均を上回る傾向にあります。男性の未婚率は、25歳以上のすべての年齢階級で東京都や全国の平均を上回る水準で、特に35歳以降の年齢階級の男性の未婚率は、東京都や全国の平均を大幅に上回ります。

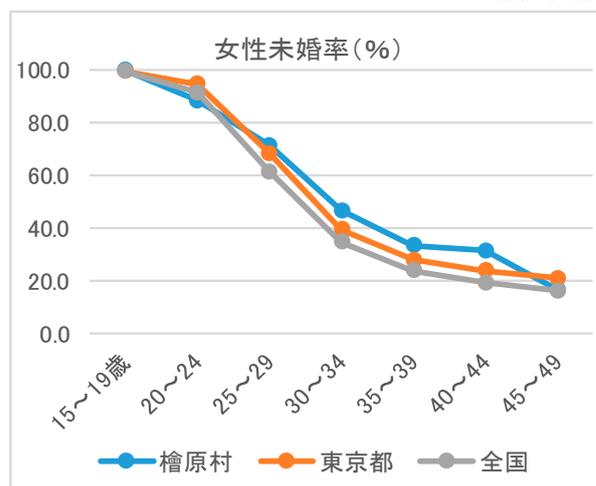
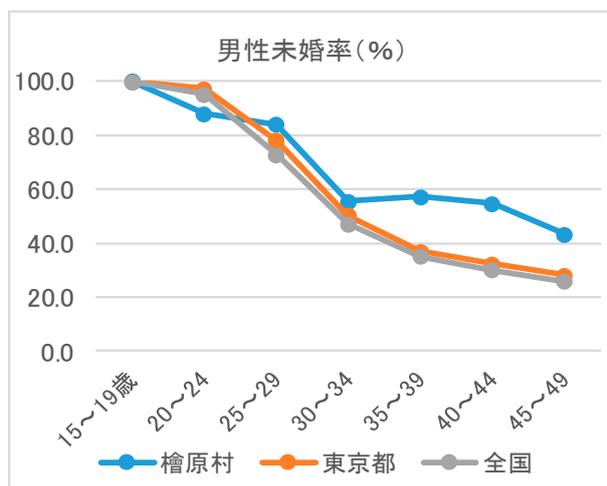


出典：国勢調査

15～49歳年齢階級別男女別未婚率(%)の比較(2015年(平成27年))

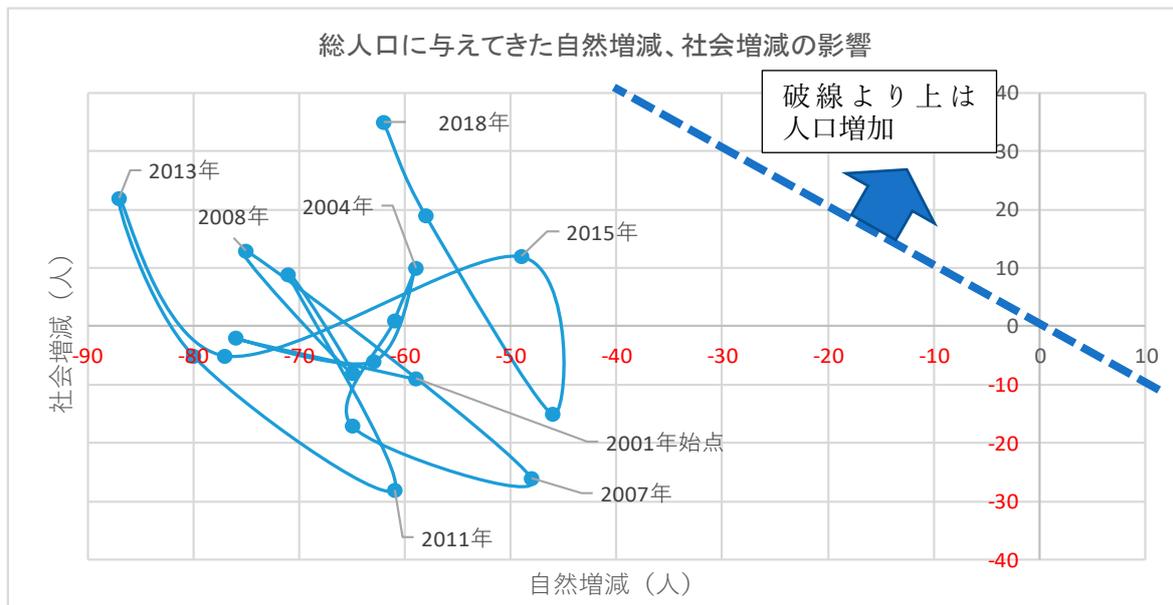
区分	男性			女性		
	檜原村	東京都	全国	檜原村	東京都	全国
15～19歳	100.00	99.70	99.66	100.00	99.56	99.44
20～24	88.00	97.19	95.00	88.46	94.74	91.36
25～29	83.87	77.95	72.73	71.43	68.28	61.34
30～34	55.56	50.26	47.09	46.67	39.48	34.62
35～39	57.14	36.92	35.03	33.33	27.89	23.86
40～44	54.76	32.22	29.96	31.43	23.76	19.30
45～49	43.24	28.11	25.88	16.67	21.00	16.14
合計	63.82	48.46	51.24	49.15	43.57	42.85

出典：国勢調査



(4) 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

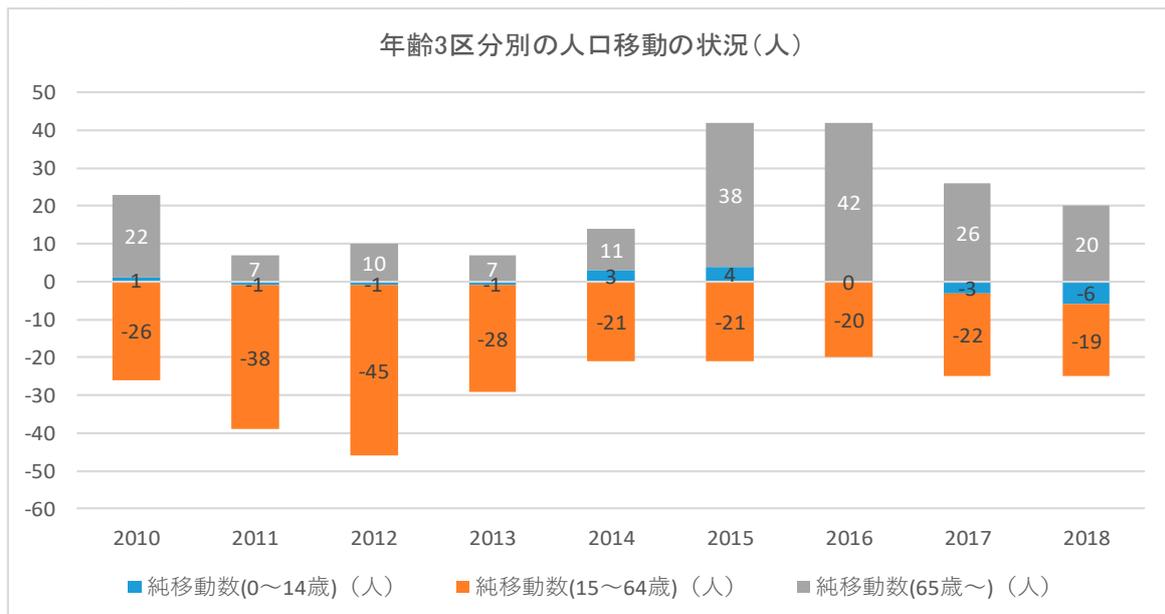
- 自然増減と社会増減が総人口に与えてきた影響を、2001年（平成13年）以降の動きから見ると、社会増減は2018年（平成30年）に30人以上の社会増となったこともある一方、2011年（平成23年）の社会減が28人と、増減は一定していません。
- 一方、自然増減は45人～90人近くの自然減で推移し、総人口の減少傾向は自然減の影響を強く受けています。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」再編加工

(5) 近年の年齢階級別の人口移動の状況

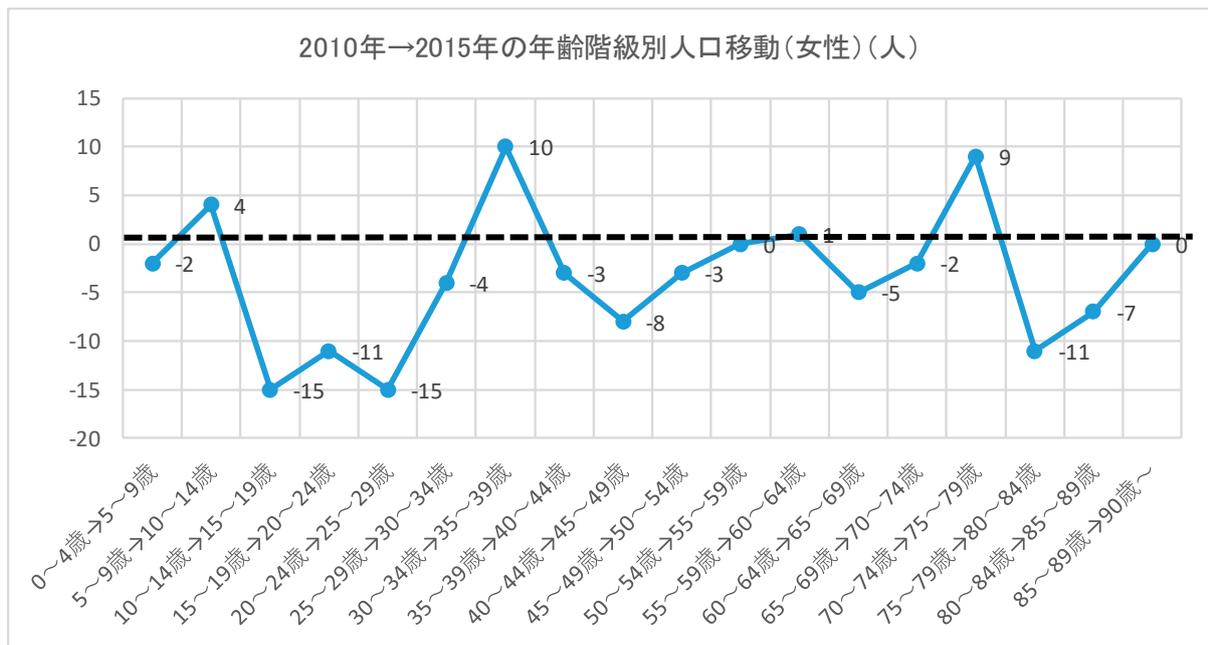
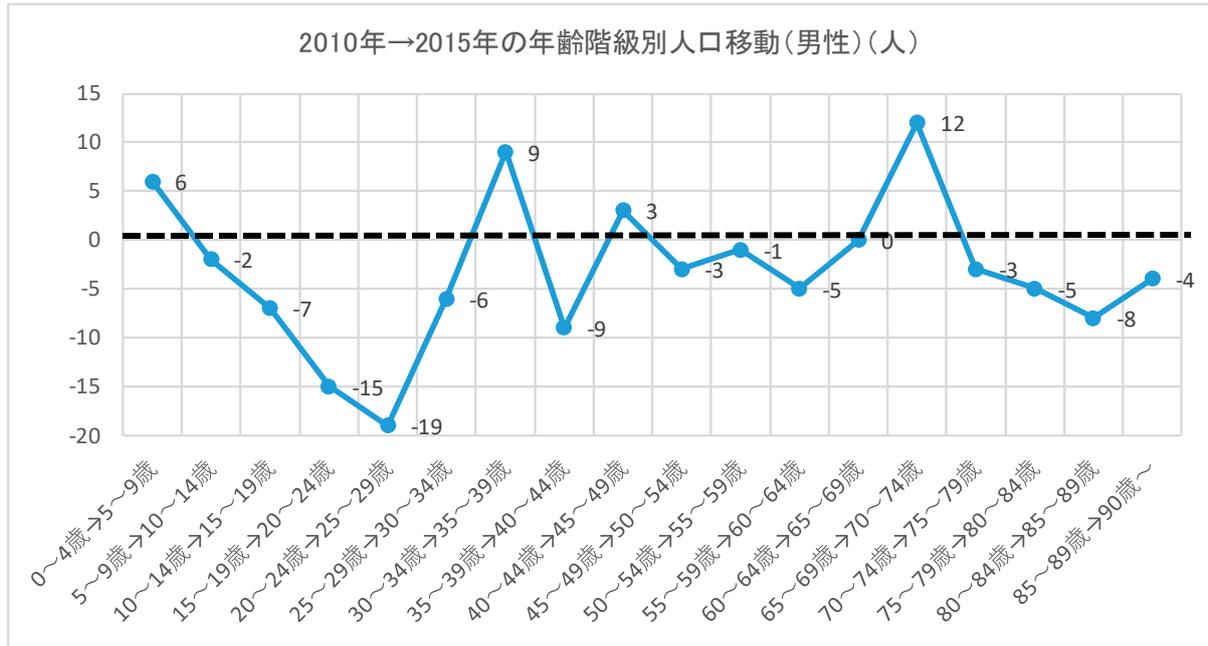
- 近年の年齢階級別の人口移動の状況としては、65歳以上の転入超過が続く一方、15～64歳は転出超過ですが、2014年（平成26年）以降、20人程度での転出数での横ばい傾向が見られます。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(6) 性別・年齢階級別の人口移動の状況

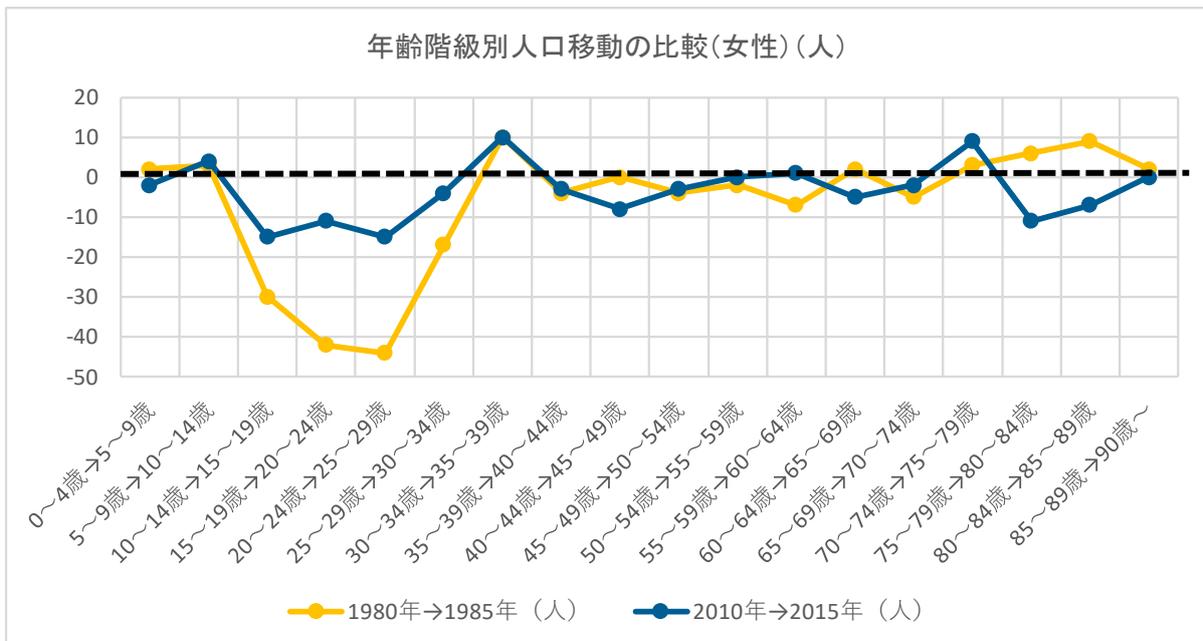
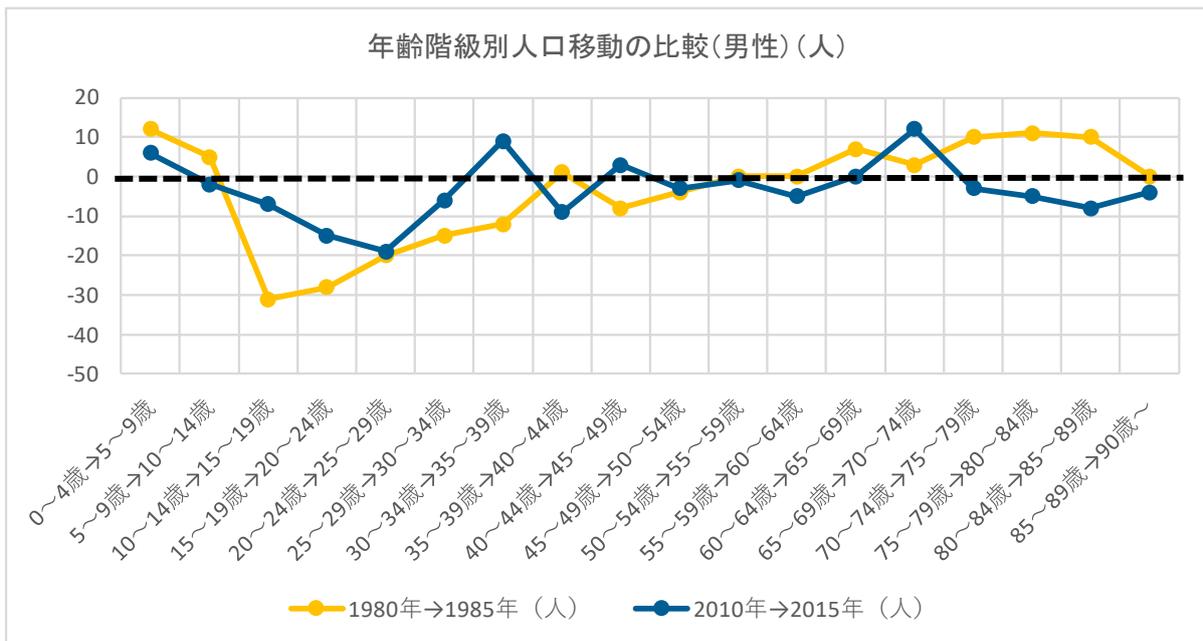
- 2010～2015年の性別・年齢階級別の人口移動の状況については、男女ともに、「10～14歳→15～19歳」から「20～24歳→25～29歳」での進学や就職等が要因と思われる転出超過が見られます。
- 10～20代の転出超過の一方で、「30～34歳→35～39歳」の世代では、男女ともに転入超過となっています。
- 男性では、「65～69歳→70～74歳」で、女性では「5～9歳→10～14歳」と「70～74歳→75～79歳」で転入超過となっています。



出典：国勢調査

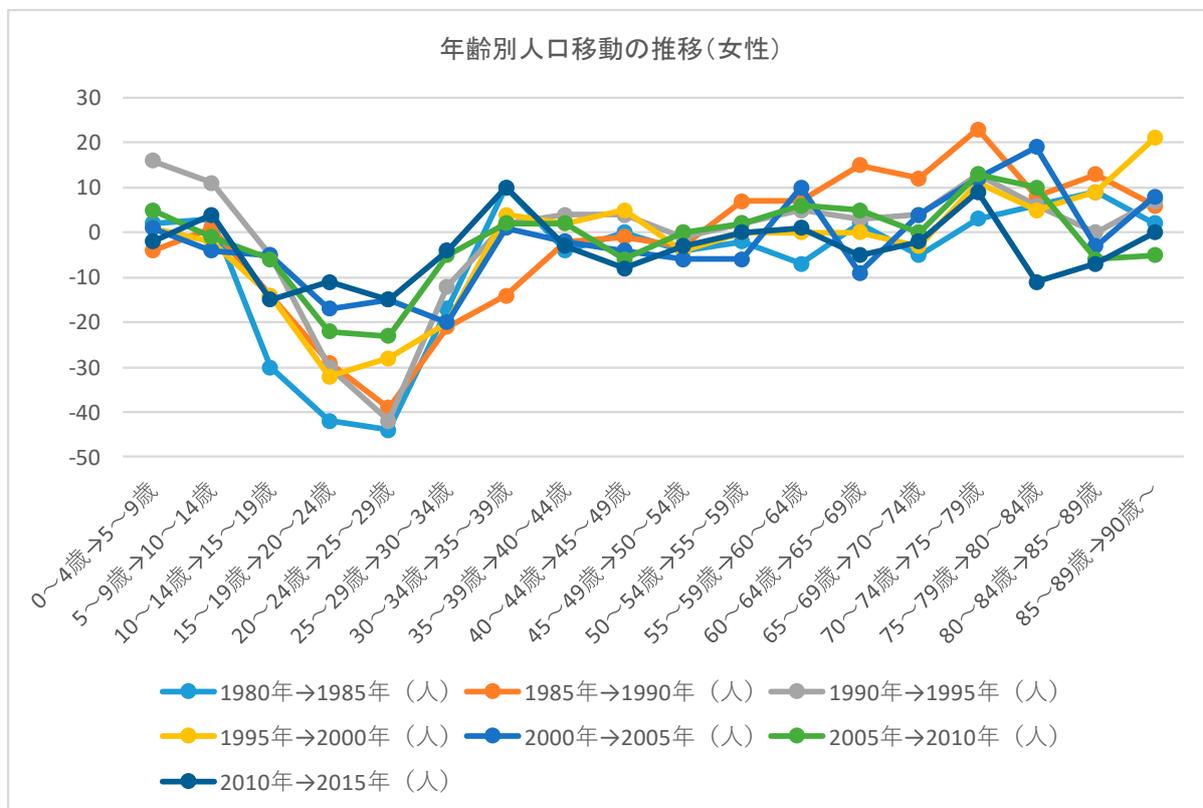
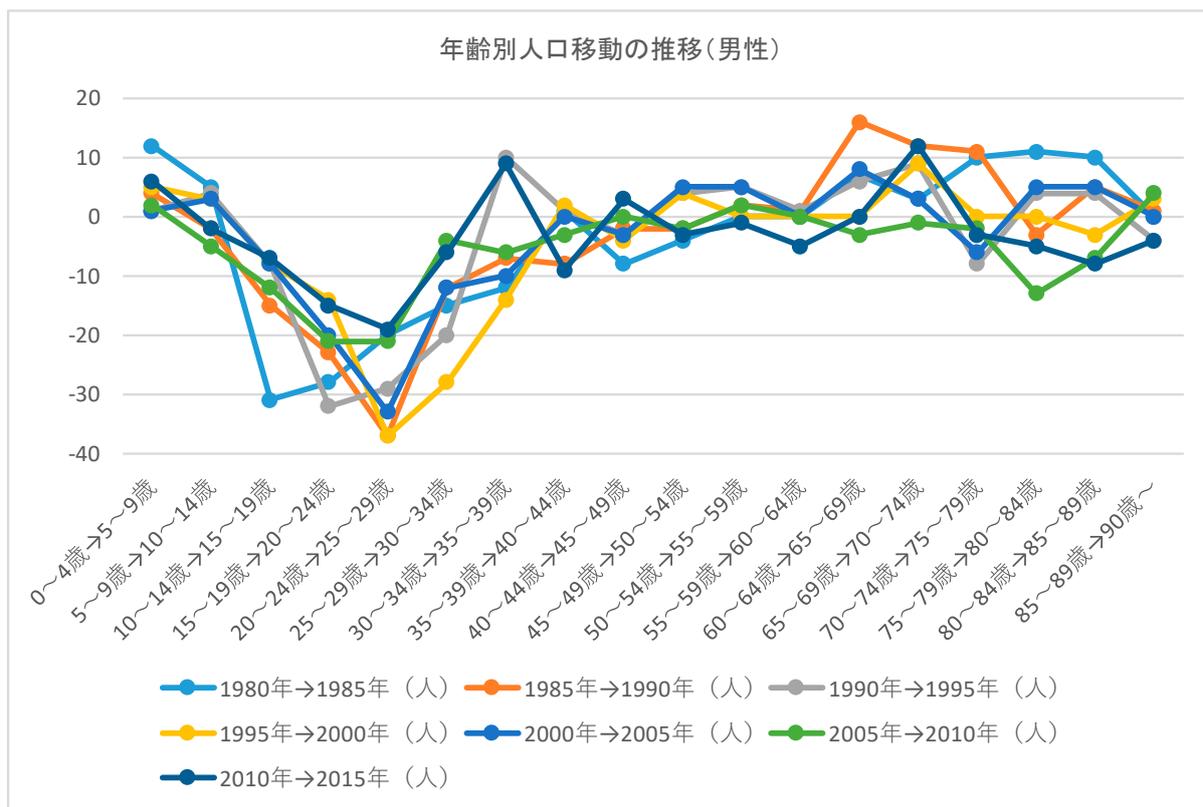
(7) 性別・年齢階級別の人口移動の長期的傾向

- 人口移動の長期的傾向を「1980年→1985年」の5カ年と「2010年→2015年」5カ年の推移で比較すると、総人口の減少に伴い移動人数が減少しています。男女とも若い世代を中心に転出超過が減少し70代前半までにわたり人口移動が均衡しつつある傾向が見られます。
- また、男女とも「2010年→2015年」では、「30～34歳→35～39歳」で転入超過となり、特に男性では転出から転入超過へと転じています。
- 男女ともに、70代後半以降転入超過から転出超過へと転じています。



出典：国勢調査

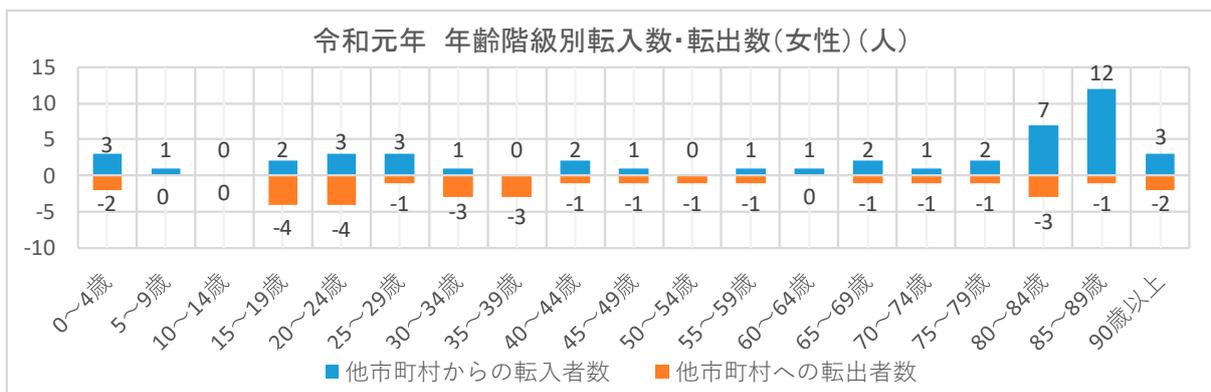
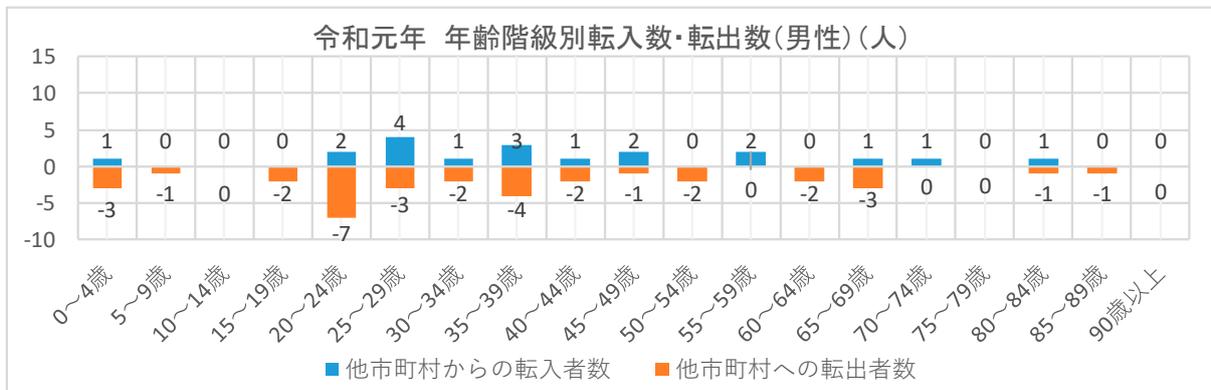
参考：年齢別人口移動の長期推移



出典：国勢調査

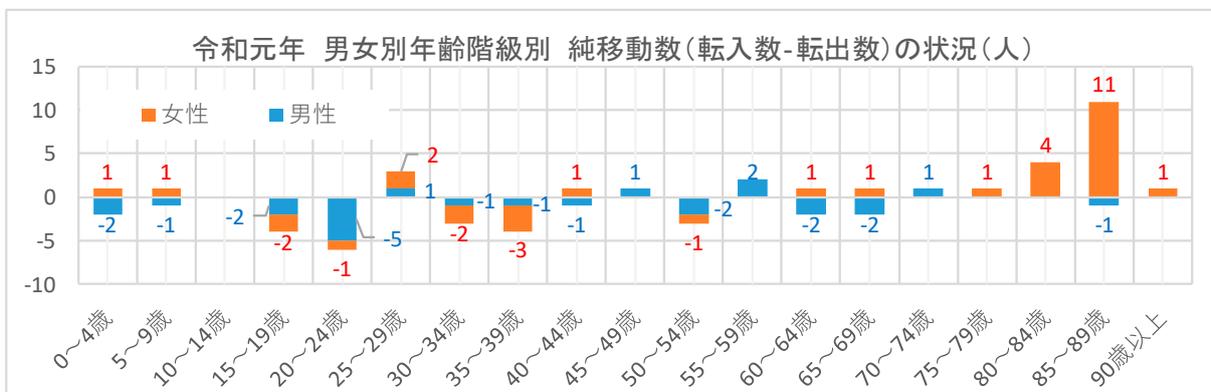
(8) 直近の男女別転入・転出の状況

- 直近 2019 年（令和元年）において転入数が比較的多い年齢階級は、男性では 20～24 歳、25～29 歳、35～39 歳、女性では 80～84 歳、85～89 歳で多い事が目立つ一方、0～4 歳、20～24 歳、25～29 歳も転入しています。
- 転出数が比較的多い年齢階級は、男性では 20～24 歳、25～29 歳、35～39 歳、女性では 15～19 歳、20～24 歳となっています。



(9) 直近の男女別純移動数（転入－転出）の状況

- 男女ともに 15～19 歳、20～24 歳、30～34 歳、35～39 歳は転出超過となる一方、25～29 歳は転入超過となっています。また、80 歳以降では、転入超過の傾向にあります。

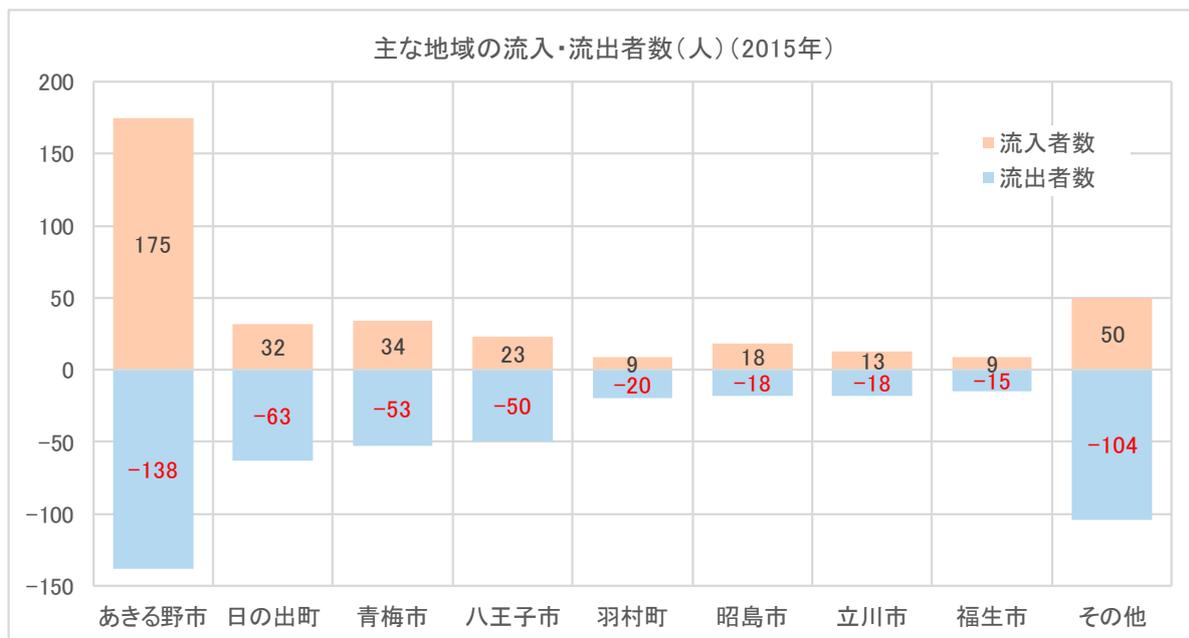


※純移動数 0 人は表記していません。

出典：令和元年住民基本台帳人口移動報告

(10) 地域別流入者・流出者の状況

- 5年間（2010年→2015年）の流入者・流出者を地域別で見ると、流入、流出ともに「あきる野市」が最も多く、流入者は全体の48.2%、流出者についても28.8%を占めています。
- 流入者は全体で363人、流出者は479人と流出者が上回っています。
- 主な市町村別の状況をみると「あきる野市」からは流入超過、その他の市町村は流出超過となり、「その他」の地域では特に流出超過が多くなっています。



流入者数・流出者数の上位地域の割合 2015年(平成27年)

流入者数内訳		流出者数内訳	
1位 東京都あきる野市 (175人)	48.2%	1位 東京都あきる野市 (138人)	28.8%
2位 東京都青梅市 (34人)	9.4%	2位 東京都日の出町 (63人)	13.2%
3位 東京都日の出町 (32人)	8.8%	3位 東京都青梅市 (53人)	11.1%
4位 東京都八王子市 (23人)	6.3%	4位 東京都八王子市 (50人)	10.4%
5位 東京都昭島市 (18人)	5.0%	5位 東京都羽村市 (20人)	4.2%
6位 東京都立川市 (13人)	3.6%	6位 東京都昭島市 (18人)	3.8%
7位 東京都福生市 (9人)	2.5%	7位 東京都立川市 (18人)	3.8%
8位 東京都羽村市 (9人)	2.5%	8位 東京都福生市 (15人)	3.1%
9位 東京都東大和市 (4人)	1.1%	9位 東京都瑞穂町 (12人)	2.5%
10位 東京都武蔵村山市 (4人)	1.1%	10位 東京都日野市 (11人)	2.3%
その他(42人)	11.6%	その他(81人)	16.9%
流入者総数	363人	流出者総数	479人

(出典:国勢調査(平成27年))

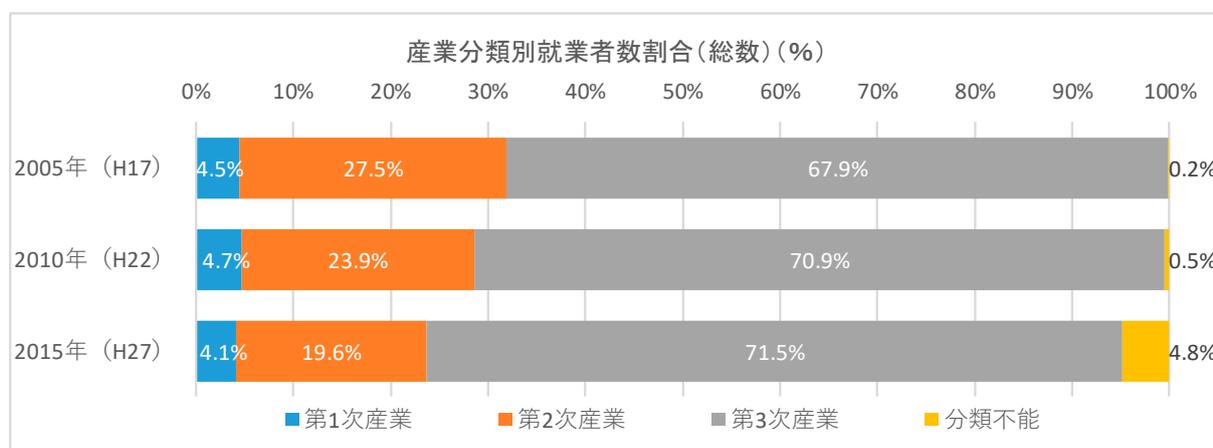
3 就業人口

(1) 産業大分類別の就業者数（15歳以上）の推移

- ▶ 15歳以上就業者数の総数は減少し、2005年（平成17年）→2015年（平成27年）の10年間で男性はマイナス187人（23.1%減）、女性はマイナス71人（15.2%減）となっています。
- ▶ 男女ともに第2次産業、第3次産業の就業者数が減少し、特に第2次産業の減少率が40%を超えています。また、第1次産業でも男性の減少率が30.6%と多くなっています。

産業大分類別の就業者数（15歳以上男女別）

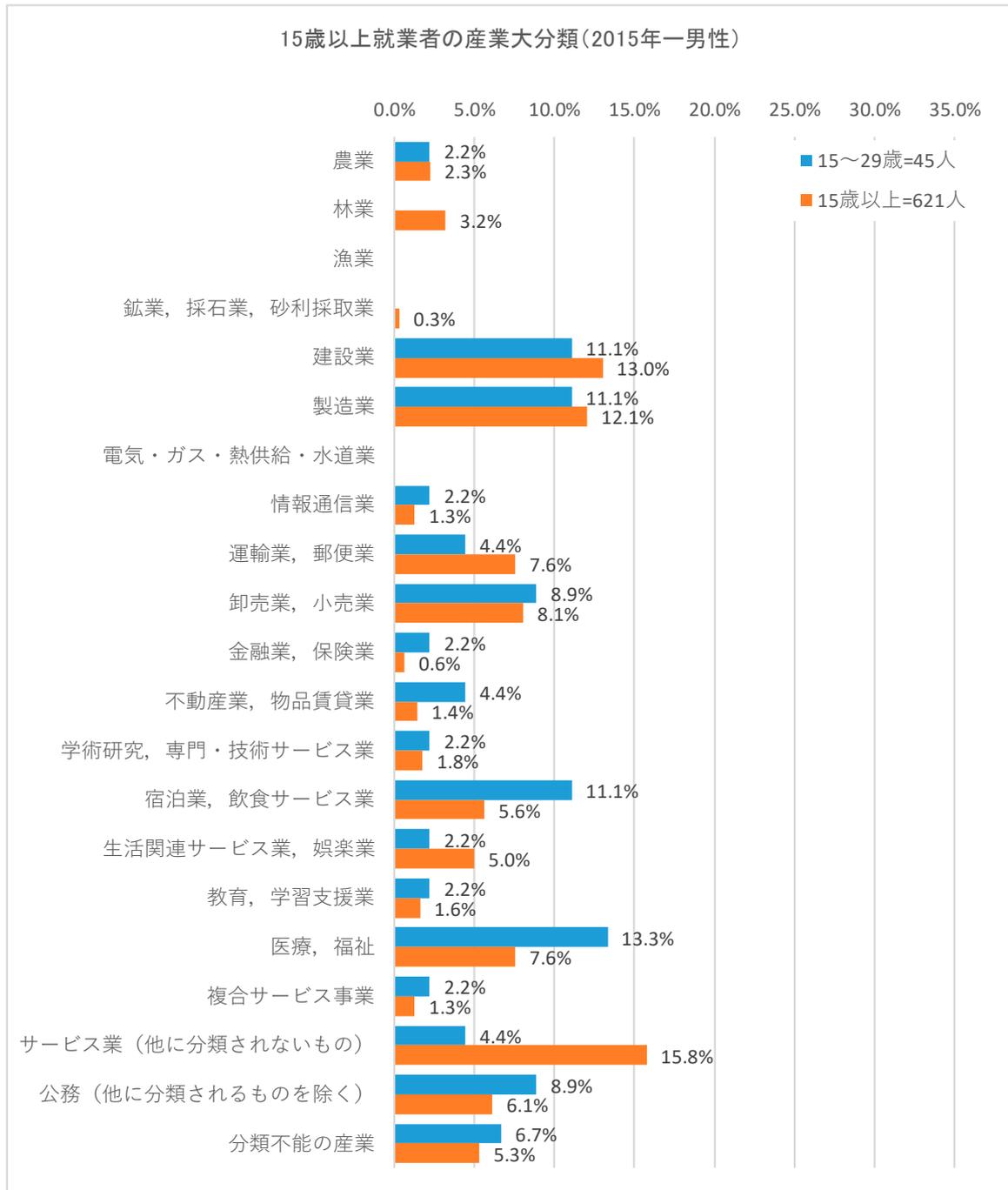
総数(人)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計
2005年(H17)	57	350	866	2	1,275
2010年(H22)	54	276	818	6	1,154
2015年(H27)	42	199	727	49	1,017
2005年→2015年増減数(人)	-15	-151	-139	47	-258
2005年→2015年増減率(%)	-26.3%	-43.1%	-16.1%	—	-20.2%
男性(人)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計
2005年(H17)	49	280	478	1	808
2010年(H22)	43	221	450	1	715
2015年(H27)	34	158	396	33	621
2005年→2015年増減数(人)	-15	-122	-82	32	-187
2005年→2015年増減率(%)	-30.6%	-43.6%	-17.2%	—	-23.1%
女性(人)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計
2005年(H17)	8	70	388	1	467
2010年(H22)	11	55	368	5	439
2015年(H27)	8	41	331	16	396
2005年→2015年増減数(人)	0	-29	-57	15	-71
2005年→2015年増減率(%)	0.0%	-41.4%	-14.7%	—	-15.2%



出典：国勢調査

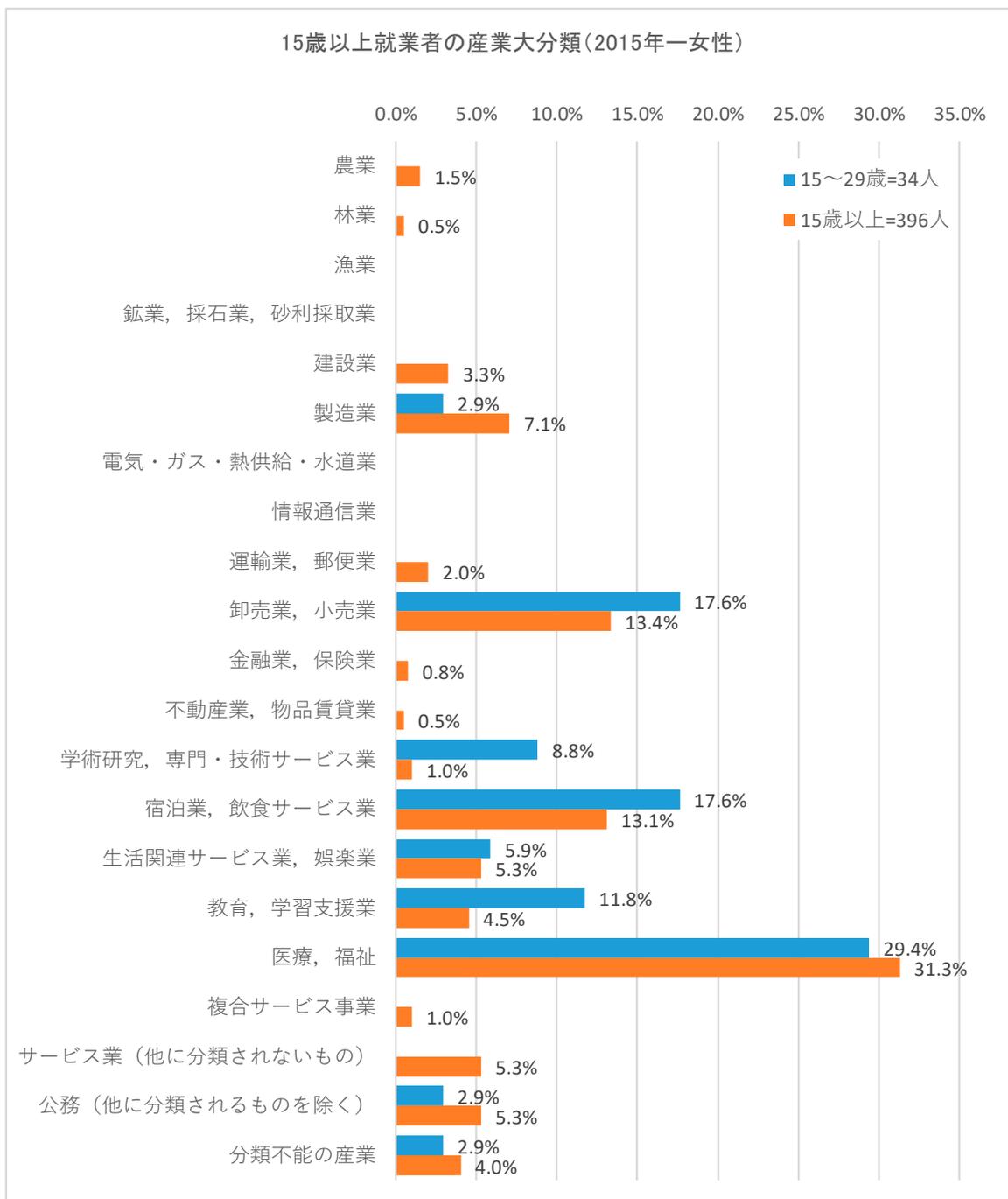
(2) 15歳以上就業者の産業大分類 (2015年 男女別)

- 男性の15～29歳の若年層の就業は、「医療、福祉」が13.3%と最も多く、次いで「建設業」「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」のそれぞれが11.1%と続いています。一方、15歳以上全体で見ると「サービス業（他に分類されないもの）」が15.8%と最も多く、次いで「建設業」（13.0%）、「製造業」（12.1%）が続きます。
- なお、本村の基盤産業のひとつである「林業」の割合は、男性の15歳以上、就業者全体で3.2%となっています。



※数値のない業種は0人です。

- ▶ 女性の15～29歳では、「医療、福祉」が29.4%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」（17.6%）と続いています。また、15歳以上全体でも「医療、福祉」が最も多く、同様の順位となっています。
- ▶ 村内に定員100名規模の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が2か所あることから、「医療、福祉」は本村の女性雇用の大きな受け皿となっています。

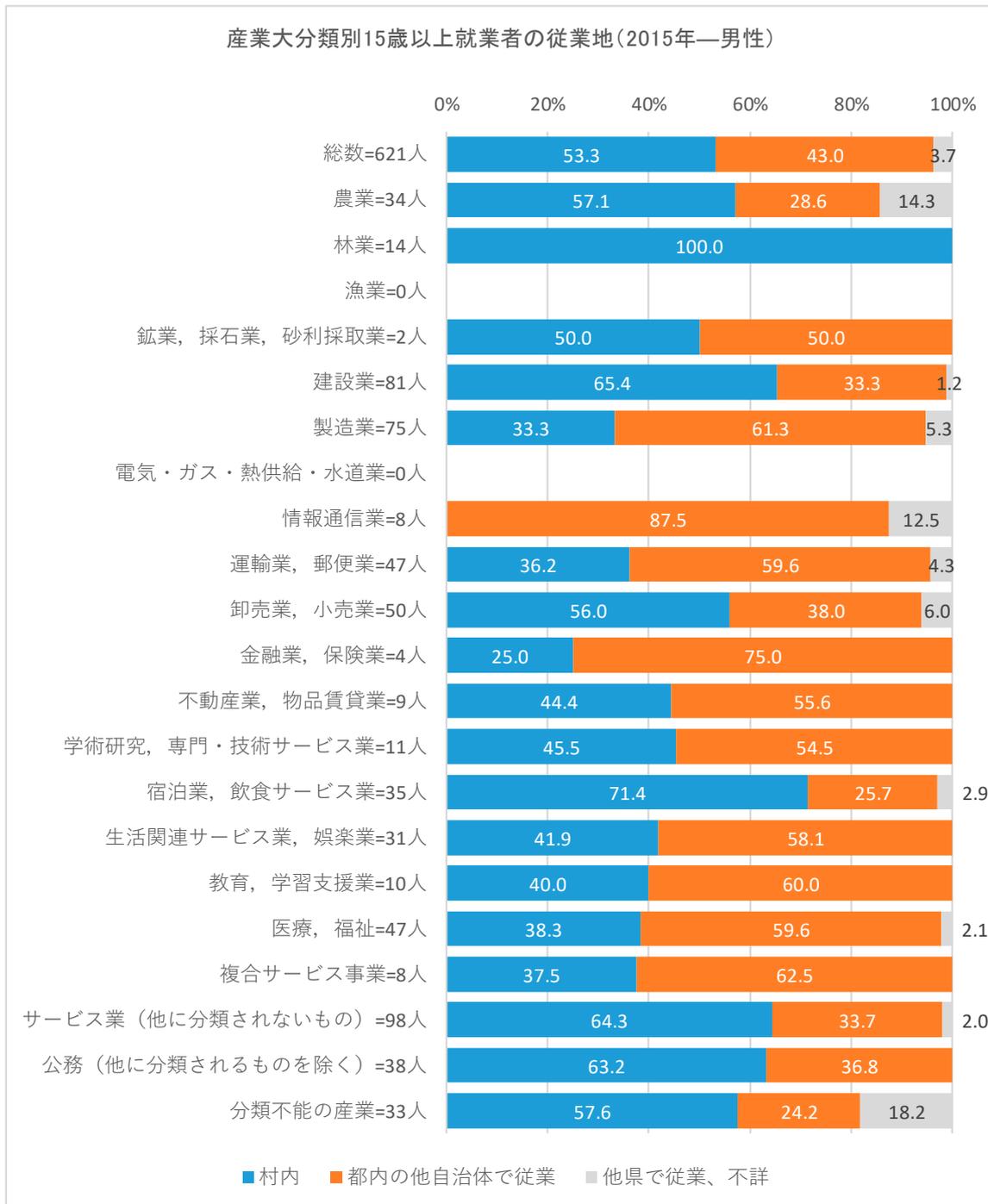


※数値のない業種は0人です。

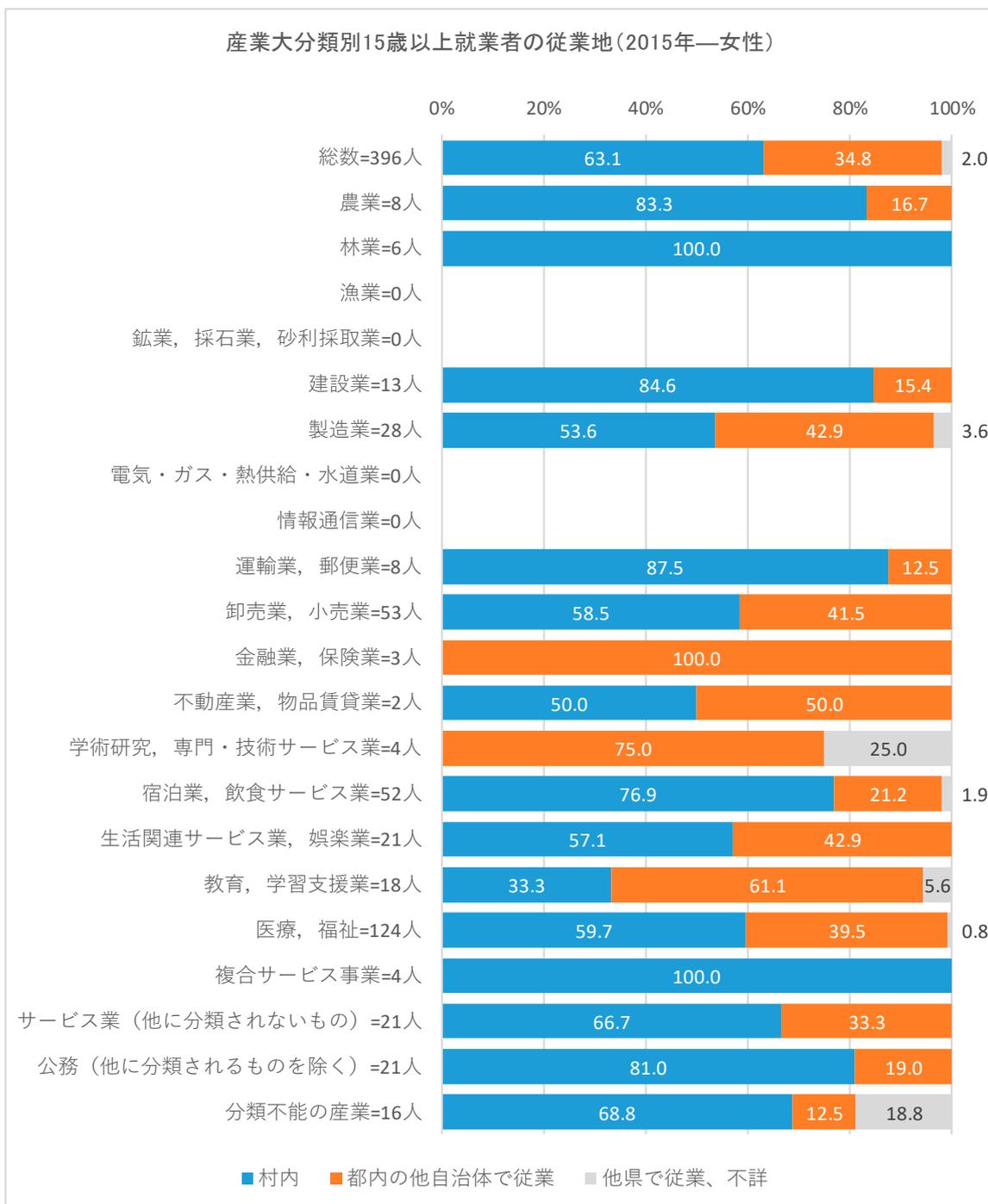
出典：国勢調査

(3) 産業大分類別 15歳以上就業者の従業地 (2015年 男女別)

- ▶ 男性の従業地は、15歳以上就業者全体では「村内で従業」が53.3%、「都内他自治体で従業」が43.0%と、「村内で従業」がやや上回っています。
- ▶ 男性では、就業者の最も多いサービス業（他に分類されないもの）は「村内で従業」が64.3%、次いで多い建設業は「村内で従業」が65.4%を占めます。一方、製造業は「都内他自治体で従業」が61.3%と、産業により従業先の傾向は大きく異なります。なお、林業は全て「村内で従業」となっています。



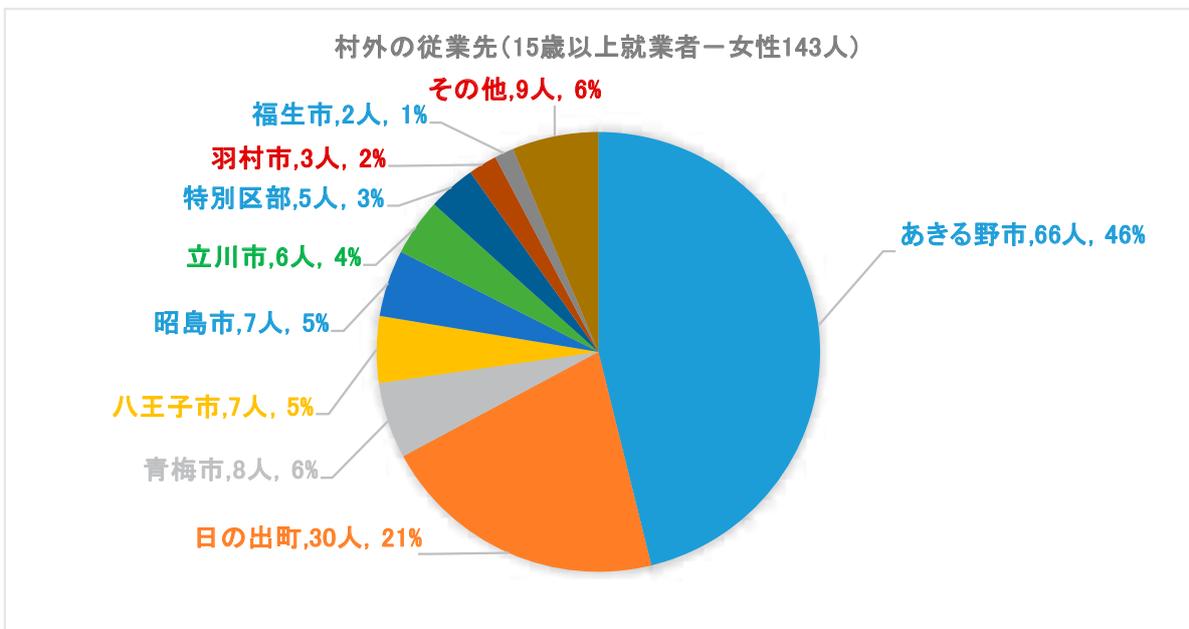
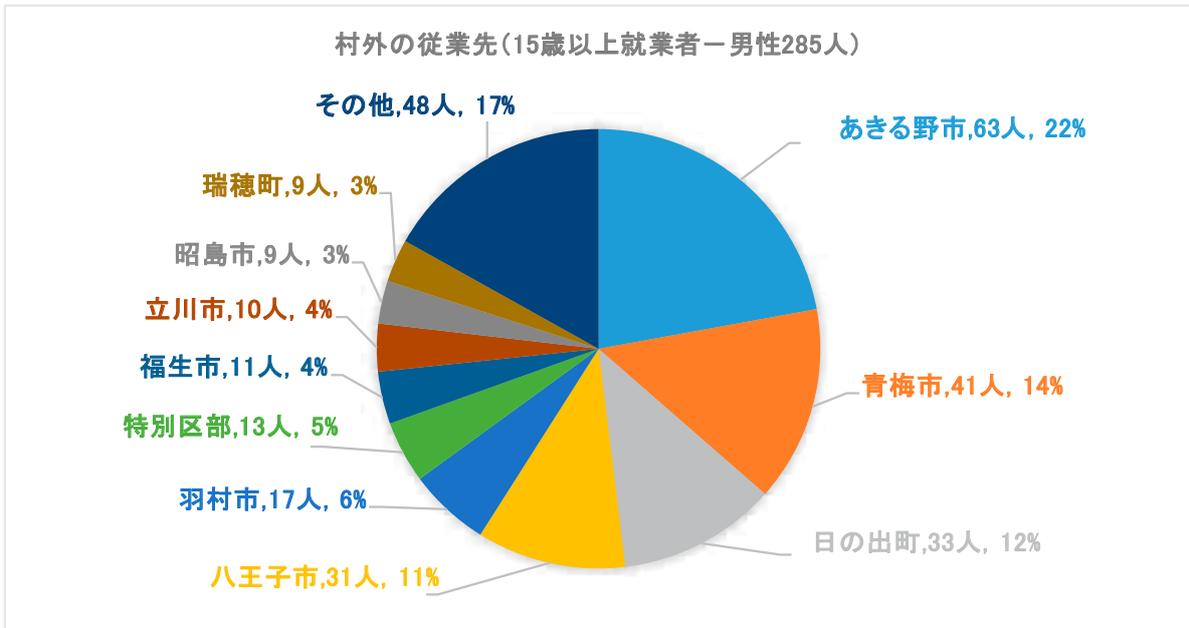
- 女性の従業地は、15歳以上、就業者全体では「村内で従業」が63.1%と多く、「都内他自治体で従業」の34.8%を大きく上回っています。
- 女性では、就業者の最も多い医療、福祉は「村内で従業」が59.7%となっています。



出典：国勢調査

(4) 15歳以上就業者の従業先市区町村 (2015年男女別)

- 村外への男性の従業先は、「あきる野市」が22%で最も多く、「青梅市」14%、「日の出町」12%、「八王子市」11%、「羽村市」6%と続き、多摩地域が多くなっています。
- 女性の従業先は、「あきる野市」が46%で半数近くを占め「日の出町」21%を合わせ両市町で約7割を占め、男性に比べ、より近隣市町がめだちます。

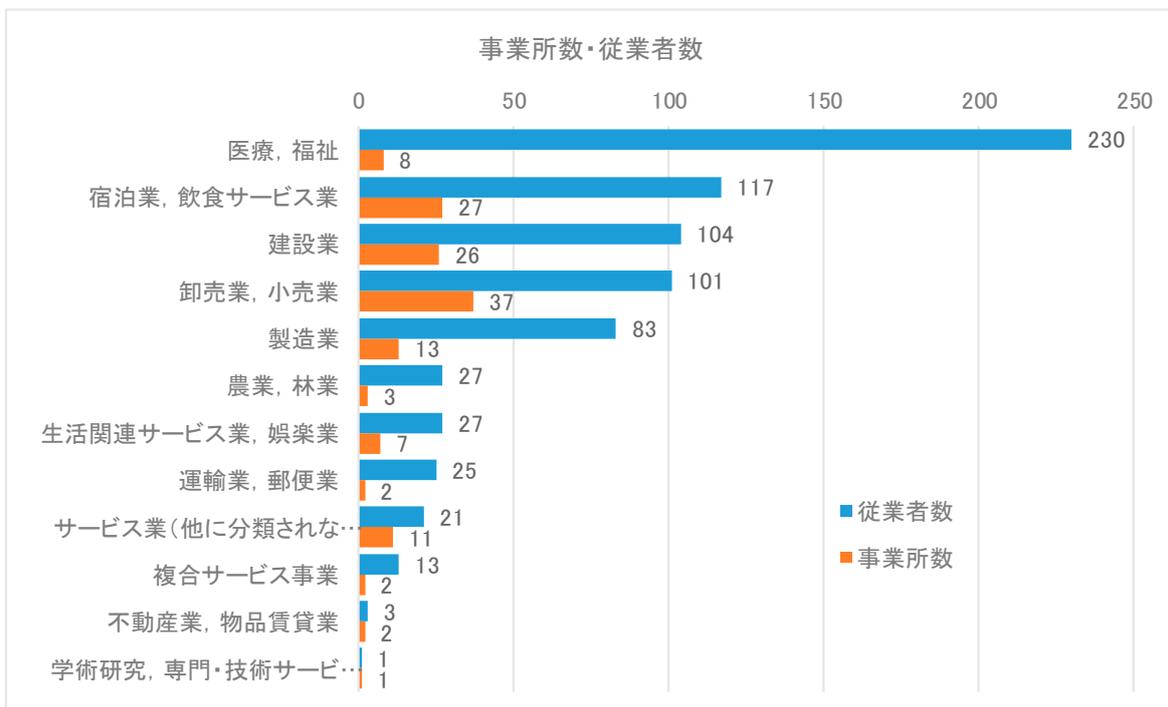


出典：国勢調査

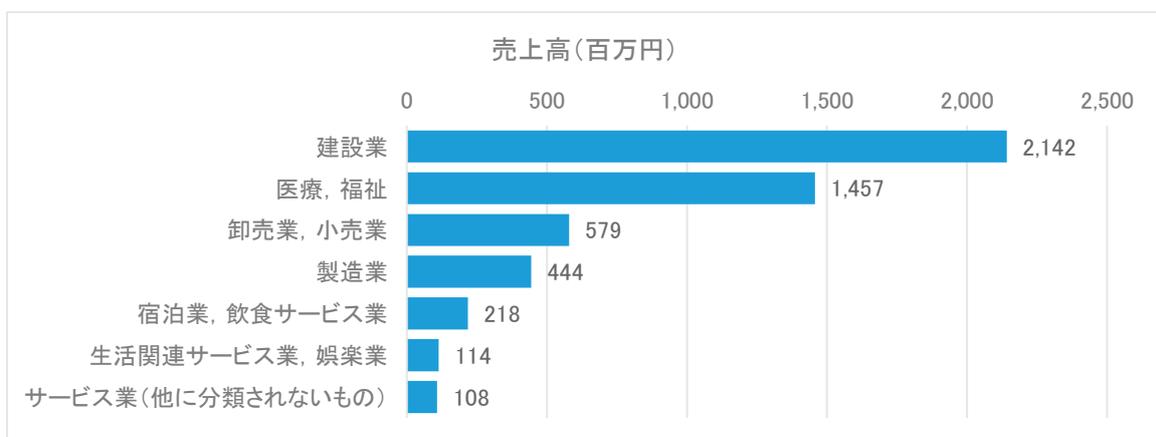
4 産業動向分析

(1) 産業大分類別事業所数、従業者数及び売上高

- 2016年（平成28年）経済センサスによると、村内の従業者数は「医療、福祉」が230人で最も多く、1事業所当たりの平均従業者数も30人程度で最も多くなっています。次いで「宿泊業、飲食サービス業」117人、「建設業」104人、「卸売業、小売業」101人、「製造業」83人と続いています。
- 村内の事業所数は「卸売業、小売業」が37事業所で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」27事業所、「建設業」26事業所、「製造業」13事業所と続いています。
- 売上高では、「建設業」の2,142百万円が最も多く、次いで「医療、福祉」が1,457百万円、「卸売業、小売業」が579百万円、「製造業」444百万円となっています。



※従業者数が多い順に上位の業種



※売上高が多い順に上位の業種

出典:総務省「経済センサスー基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工

- 2012年（平成24年）～2016年（平成28年）経済センサスの比較では、「建設業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」が多少の増減はありますが、概ね横ばいで推移しています。

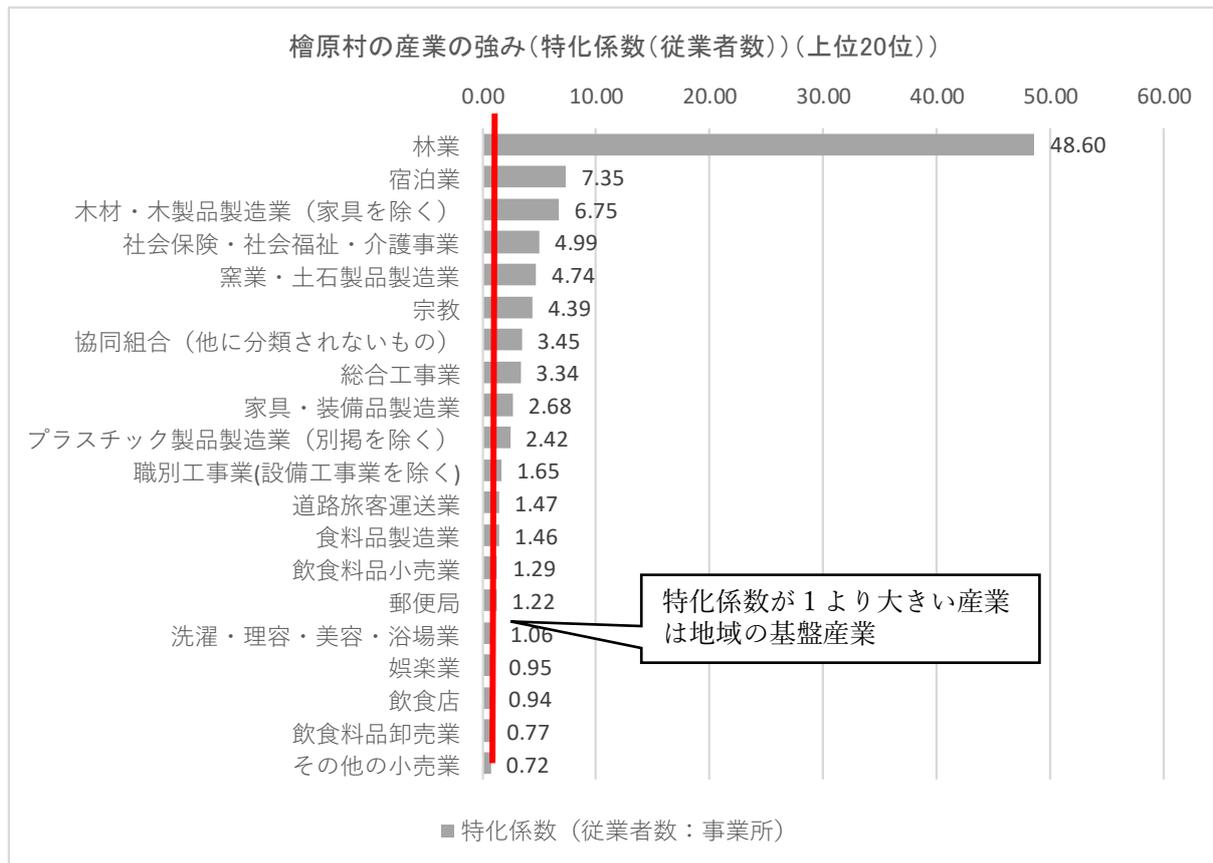
産業大分類別事業所数、従業者数の経年比較

	2012年 (平成24年)		2014年 (平成26年)		2016年 (平成28年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業、林業	1	8	3	32	3	27
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	17	0	0	0	0
建設業	30	114	29	121	26	104
製造業	18	129	16	88	13	83
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	2	35	3	49	2	25
卸売業、小売業	34	91	36	102	37	101
金融業、保険業	1	8	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	2	3	2	3	2	3
学術研究、専門・技術サービス業	2	3	1	1	1	1
宿泊業、飲食サービス業	27	133	25	111	27	117
生活関連サービス業、娯楽業	7	42	7	26	7	27
教育、学習支援業	1	1	1	1	0	0
医療、福祉	6	203	8	212	8	230
複合サービス事業	1	5	2	13	2	13
サービス業（他に分類されないもの）	10	50	11	24	11	21

出典:総務省「経済センサスー基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工
※経済センサスの集計数値のため、村内の事業所数とは必ずしも合致しません。

(2) 檜原村の基盤産業の分析

- 2016年（平成28年）経済センサスに基づき、従業者数ベースで檜原村の産業の日本国内における強み（特化係数）を分析すると、「林業」、「宿泊業」、「木材・木製品製造業（家具を除く）」、「社会保険・社会福祉・介護事業」などは強い産業であることがわかります。



出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工

※特化係数：地域の産業の日本国内における強みを表したもの。(地域の産業別従事者比率を日本全体の産業別従事者比率で割った値)

※檜原村の場合、計算基礎となる数(事業所、従業者数)が少ないため参考値

(3) 存続・新設別民営事業所数等の推移

- 事業所総数は、2009年（平成21年）の166事業所から2016年（平成28年）には139事業所と27事業所の減少となりました。
- 新設事業所は、2016年（平成28年）調査で10事業所、新設率は6.9%となっています。
- 新設事業所の従業者数は、2016年（平成28年）調査で47人、新設1事業所当たり約5人となっています。

存続・新設別民営事業所数等の推移

区分	2009年	2012年	2014年	2016年
	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所総数	166	143	145	139
存続事業所	162	140	140	129
新設事業所	4	3	5	10
新設率※		1.8%	3.4%	6.9%
新設事業所の従業者数	66	22	25	47

出典：平成28年経済センサス - 活動調査

※前回調査の民営事業所数に対する新設事業所数の割合



(4) 農業・林業の状況

- 村内の農業経営体は8、林業経営体は18で、そのほとんどが1世帯で事業を行う家族経営体です。
- 販売農家は6戸で、専業農家が2戸、兼業農家が4戸となっています。
- 販売農家の所有耕地は421アールで、特産のじゃがいもや各種野菜などの畑が多く（所有耕地の84.1%）を占めています。
- 販売農家の耕作放棄地は51アール（所有耕地の12.1%）で、東京都全体の割合（4.2%）を大きく上回っています。
- 森林面積は9,751ヘクタールで、東京都全体の森林面積の1割程度を占めており、所有形態は私有林が8,306ヘクタール（85.2%）です。

農林業経営体数

農業経営体※	うち家族経営体	林業経営体※	うち家族経営体
	8		7

出典：農林水産省 「2015年農林業センサス報告書」

※農業経営体…経営耕地面積が30a以上又は事業の規模が一定規模以上。

※林業経営体…保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行う等の基準に該当。

専業別農家数（販売農家※）

農家戸数	専業農家	兼業農家	
		第1種	第2種
6	2	—	4

出典：農林水産省 「2015年農林業センサス報告書」

※販売農家…経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

所有・借入・貸付耕地・耕作放棄地面積(単位:アール)

区分	計	田	畑(樹園地除く)	樹園地
所有耕地(耕作放棄地含む)	421	65	354	2
借入耕地	12	—	12	—
貸付耕地	12	—	12	—
耕作放棄地	51	—	51	—

出典：農林水産省 「2015年農林業センサス報告書」

所有形態別現況森林面積(単位:ヘクタール)

総数	国 有		民 有					私有
	林野庁	他官庁	独立行政 法人等	公 有				
				都	森林整備 法人	村	財産区	
9,751	—	—	32	1,214	138	61	—	8,306

出典：農林水産省 「2015年農林業センサス報告書」

(5) 観光の状況

- 村内の宿泊施設は旅館 5 か所、民宿 7 か所の計 12 か所です。
- 本村への観光入込客数は、2006 年（平成 18 年度）の 357,128 人から 2017 年（平成 29 年度）には 278,562 人に減少しています。
- 観光入込客数の 94%が日帰り客であり、宿泊の観光入込客数は 2012 年（平成 24 年度）に大幅に減少したものの 2017 年（平成 29 年度）には、再び増加傾向を示しています。

宿泊施設の状況 2018 年(平成 30 年 3 月 31 日現在)

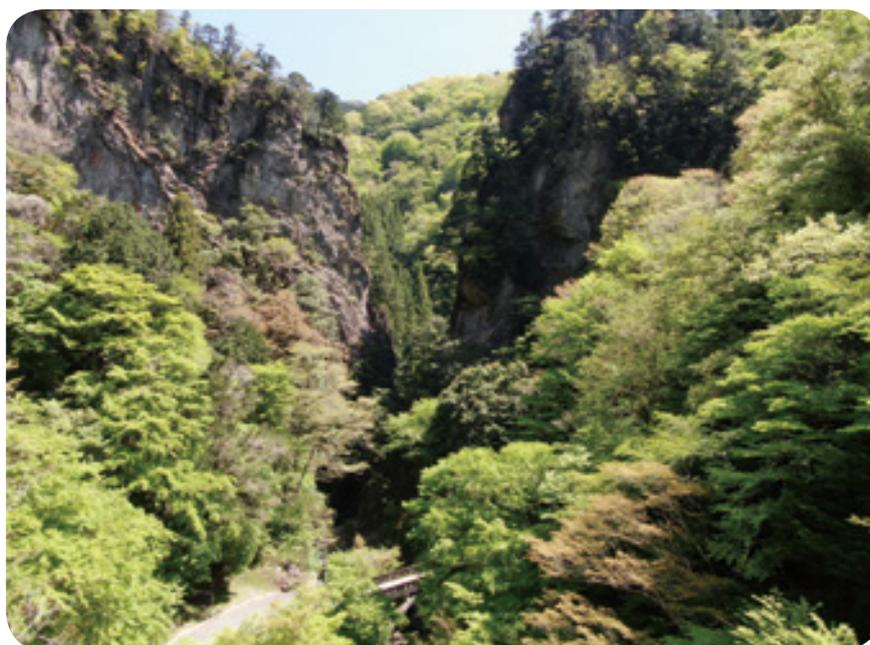
ホテル	旅館	民宿	公営宿舎	自然休養村
—	5	7	—	—

出典：西多摩地域広域行政圏協議会「数字で見る西多摩」

観光入込客数の推移

区分	2006 年 平成 18 年度	2012 年 平成 24 年度	2017 年 平成 29 年度
総数	357,128	298,825	278,562
日帰り	318,643	292,719	261,858
宿泊	38,485	6,106	16,704

出典：西多摩地域広域行政圏協議会「西多摩地域観光入込客調査報告書」

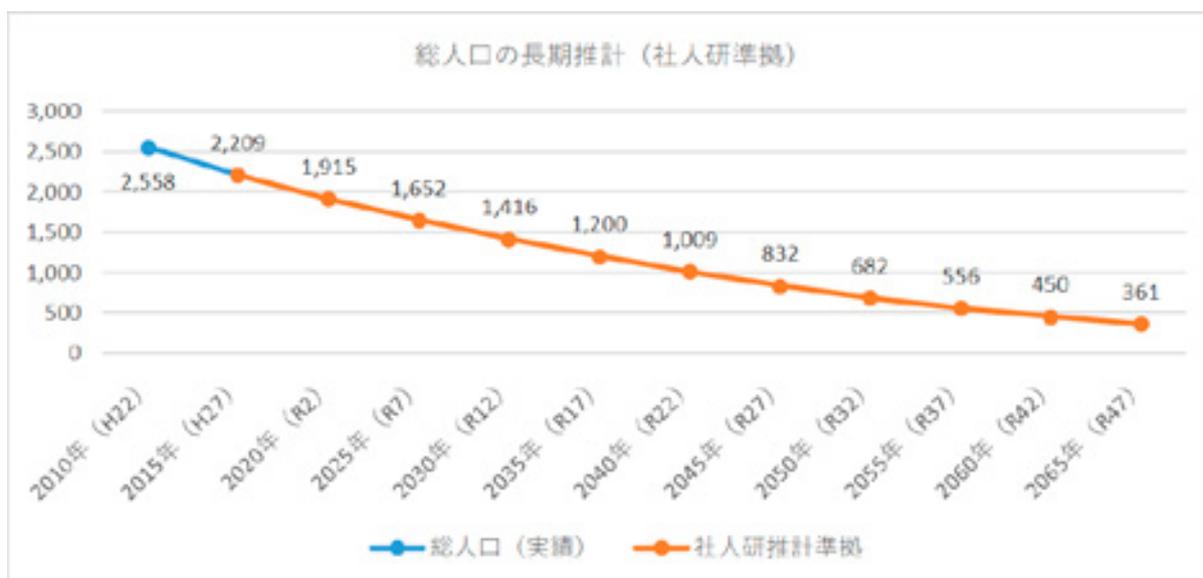


第3章 将来の人口推計と分析

1 将来人口推計

(1) 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来人口推計

- 将来人口の推計方法は、コーホート要因法を基礎としたもので、2010年（平成22年）と2015年（平成27年）の二つの時点の男女別・年齢別（5歳階級）の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて推計する方法です。
- 社人研準拠の推計では、2015年（平成27年）→2045年（令和27年）の減少率は、マイナス62%と、30年で人口が現在の4割程度になる予測となっています。



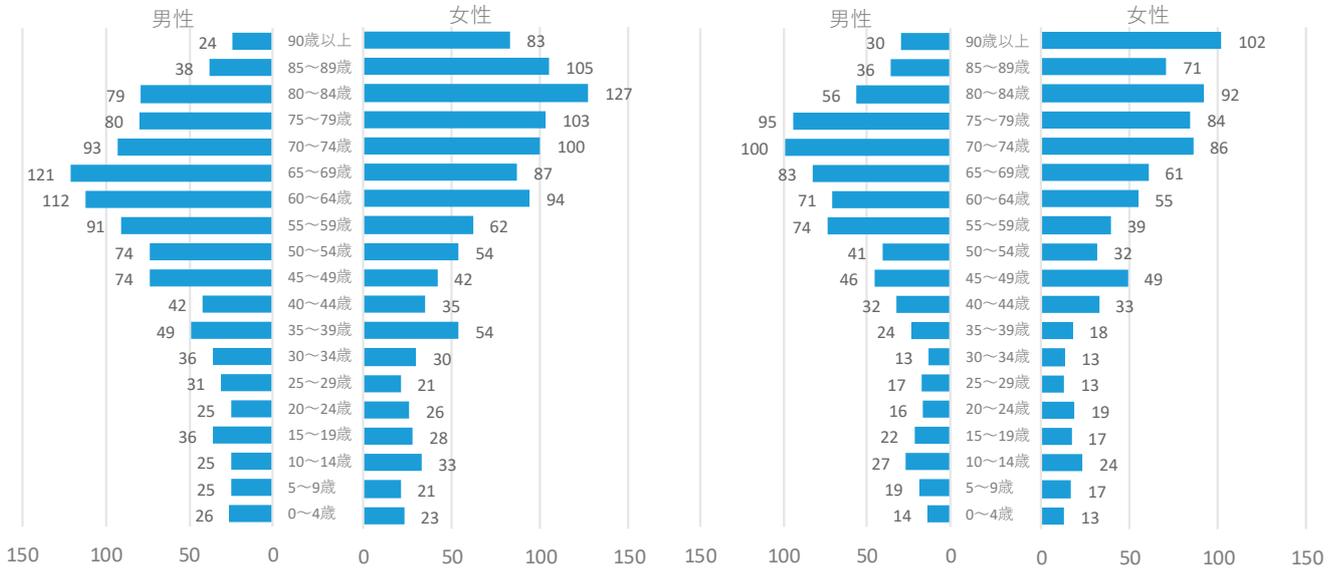
社人研 推計準拠	<p>国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠。</p> <p>2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。</p> <p>合計特殊出生率は2020年（令和2年）1.25、2025年（令和7年）1.23、2030年（令和12年）1.21、2035年（令和17年）1.19と下がり、2040年（令和22年）1.27、2045年（令和27年）1.21と微増し、その後は1.21で一定と仮定。移動率は、2010年（平成22年）～2015年（平成27年）の国勢調査に基づいて算出された純移動率が、2045年（令和27年）までに一定程度に縮小し、その後はその値を2065年（令和47年）まで一定と仮定。※全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計。</p>
-------------	--

人口ピラミッドの推移(社人研推計準拠の場合)

2015年



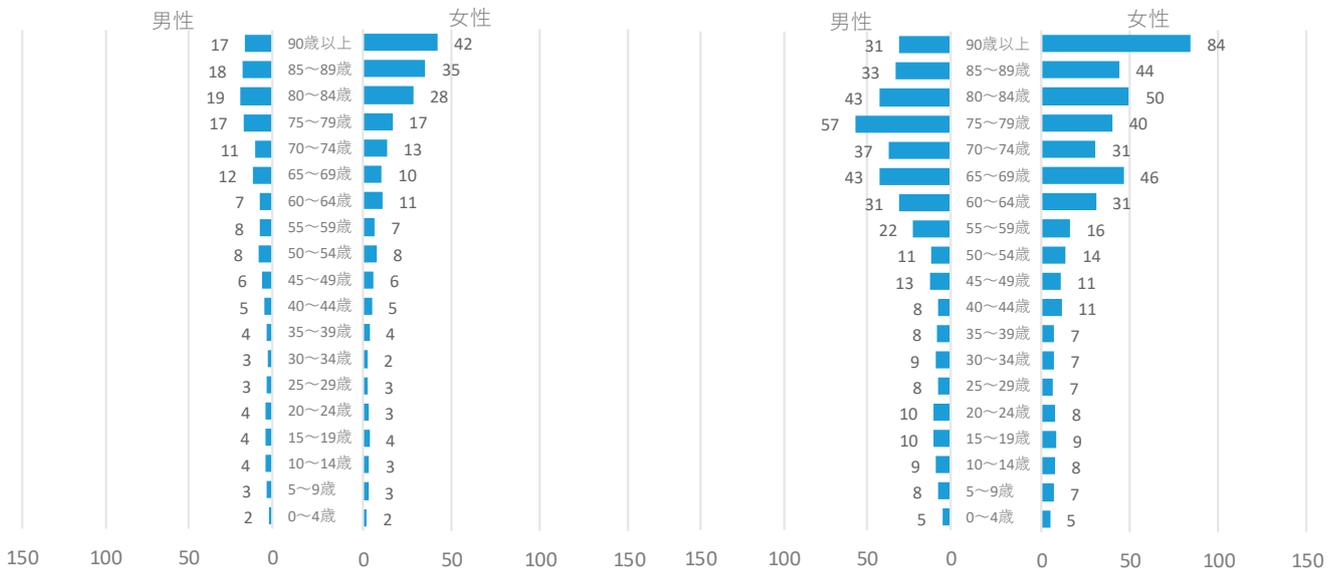
2025年



2065年



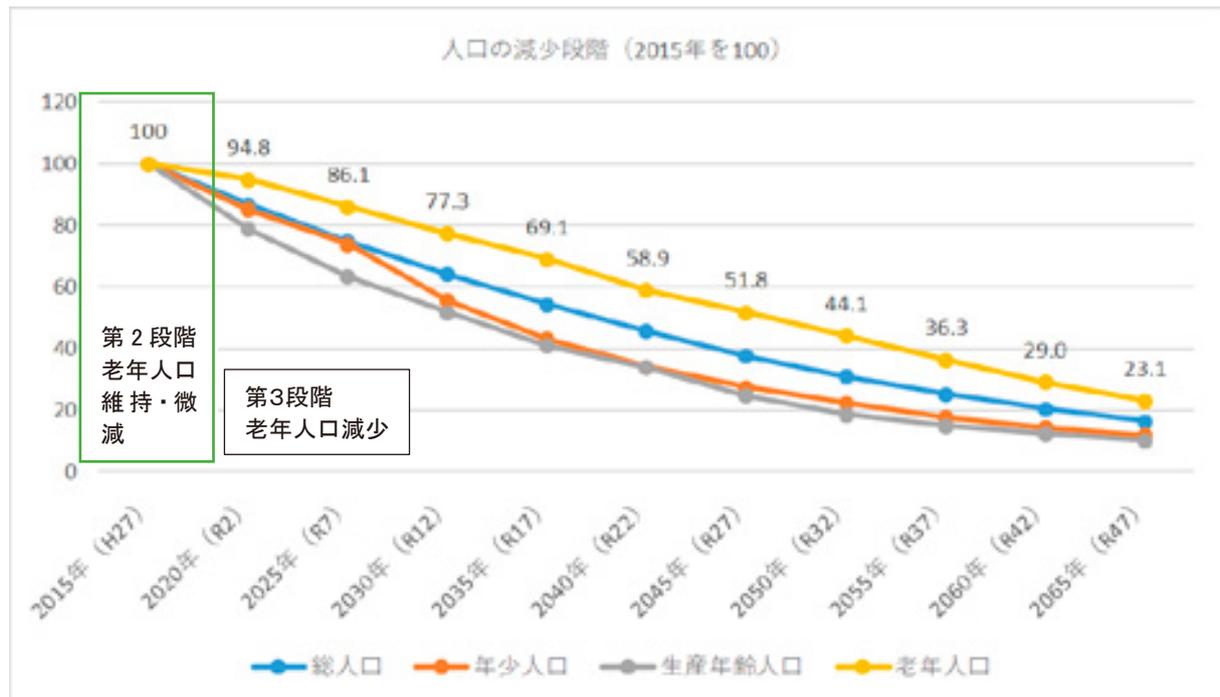
2045年



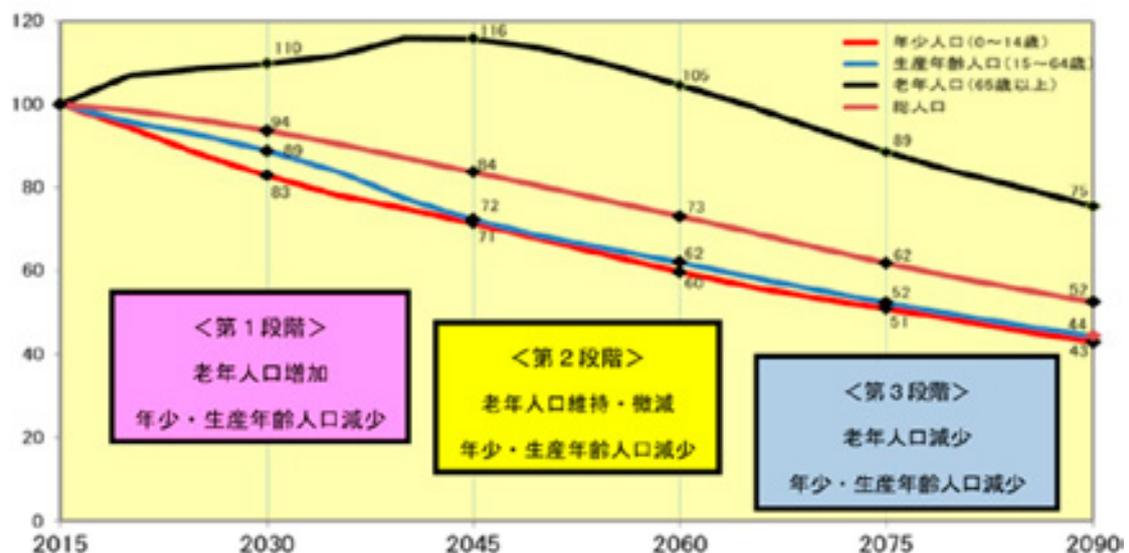
出典：国勢調査（2015年）、社人研推計準拠（2025年以降）

(2) 人口減少段階の分析

- 人口減少段階は、一般的に「第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）」「第2段階：老年人口の維持・微減」「第3段階：老年人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされています。
- 檜原村の現状は「第2段階」で、2020年（令和2年）に「第3段階」に移行する見込みです。
- 社人研推計準拠によると、「第3段階」への移行は、全国では2060年（令和42年）以降であり、檜原村は全国平均よりも40年早く老年人口減少の時期に入ります。



参考 全国の人口の減少段階



(3) 将来人口シミュレーション

将来人口のシミュレーションについては、社人研推計準拠のほか、下表の2つのシミュレーションによる試算を行いました。

社人研推計準拠 (過去のトレンド)	国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計準拠。合計特殊出生率は2020年1.25、2060年1.21。平成22(2010)～27(2015)年の国勢調査に基づいて算出された純移動率が、令和22(2040)年以降継続すると仮定。
シミュレーション1 (独自推計) (出生率上昇) (若い年代の移動均衡)	社人研推計準拠 + 出生率上昇(合計特殊出生率が2030年(令和12年)までに人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇すると想定) + 30歳代や40歳代のみの人口移動が均衡すると想定した場合(若い年代の純移動率がゼロとなった場合)のシミュレーション。 ※第1期の檜原村人口ビジョンの目標人口設定の考え方
シミュレーション2 (独自推計) (若い年代の移動均衡) (合計特殊出生率2.5)	社人研推計準拠 + シミュレーション1(若い年代の純移動率がゼロとなった場合) + 最近の合計特出生率の上昇(2018年(平成30年)3.1を勘案し、合計特出生率2.5が続くと考えた場合)のシミュレーション。

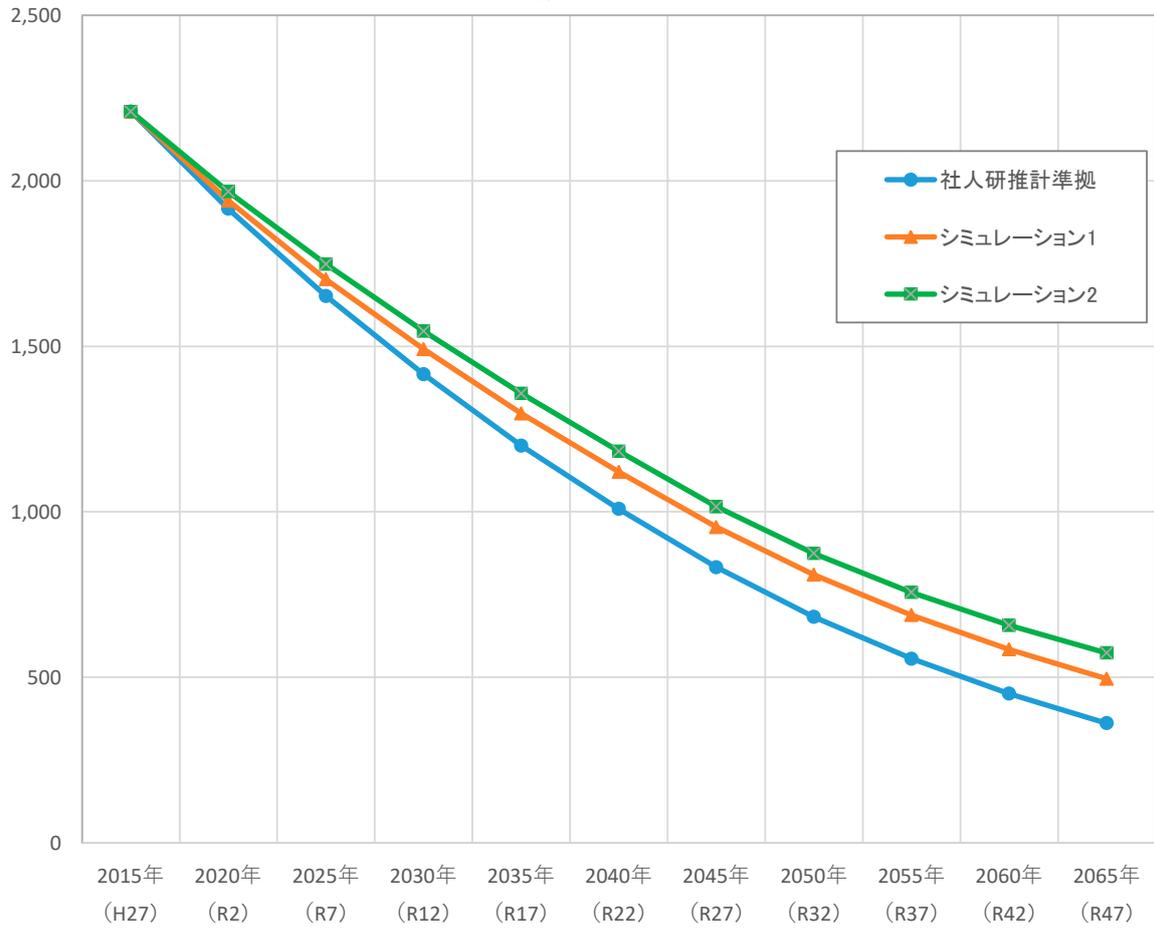
- 2060年(令和42年)の総人口は、社人研推計準拠が450人の見込みのところ、合計特殊出生率の上昇(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)を見込み、かつ、比較的若い年代(30～40代)の人口移動が均衡するシミュレーション1は584人となり、社人研推計準拠に比べ134人上回ります。
- シミュレーション1に加え、近年の合計特殊出生率の増加傾向を勘案し、合計特殊出生率2.5が継続すると仮定したシミュレーション2では657人となり、社人研推計準拠に比べ207人上回ります。

総人口の推計結果(単位:人)

■総人口の推計結果(2020年から推計値)

	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研推計準拠	1,915	1,652	1,416	1,200	1,009	832	682	556	450	361
シミュレーション1	1,940	1,702	1,491	1,297	1,120	954	810	688	584	496
シミュレーション2	1,967	1,749	1,546	1,358	1,183	1,015	874	756	657	573

人口推計結果



(4) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

- 社人研推計準拠と合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇した場合を見込む国の「まち・ひと・しごと創生本部」の2045年（令和27年）の推計人口を用いて、自然増減の影響度を見ると、「3（影響度105～110%）」に当てはまります。
- また、上記の推計とその推計に加え、人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合の推計人口を用いて、社会増減の影響度を見ると、「5（影響度130%以上）」に当てはまります。
- 本村の人口減少の度合いを抑えるためには、自然減の影響を抑え出生数の上昇につながる施策（高い未婚率への対策、出産可能年齢層の確保、高い合計特出生率の維持）、社会減の影響を抑える施策（子育て世代の移住・定住促進策等）が求められます。

自然増減、社会増減の影響度の分析

社会増減の影響度	自然増減の影響度(2045年)				
	1	2	3	4	5
1		日の出町	江東区、昭島市、東大和市、稲城市、あきる野市、中央区、港区	西東京市、武蔵野市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、瑞穂町、立川市、千代田区、北区、品川区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区	目黒区、大田区、八王子市、墨田区、台東区、文京区、新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、三鷹市、板橋区、小金井市、豊島区、杉並区、国分寺市、国立市
2	新島村	三宅村			
3	御蔵島村	大島町		羽村市	
4	小笠原村			福生市	
5	青ヶ島村、八丈町、神津島村、利島村		奥多摩町、 檜原村		

※自然増減の影響度：「合計特殊出生率が人口置換水準まで上昇した場合の総人口」／「社人研推計準拠の総人口」の数値に応じて、以下の5段階に整理。「1」＝100未満、「2」＝100～105%、「3」＝105～110%、「4」＝110～115%、「5」＝115%以上

※社会増減の影響度：「人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合の総人口」／「合計特殊出生率が人口置換水準まで上昇した場合の総人口」の数値に応じて、以下の5段階に整理。「1」＝100未満、「2」＝100～110%、「3」＝110～120%、「4」＝120～130%、「5」＝130%以上。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

(5) 年齢階級別将来人口シミュレーション

➤ 年少人口

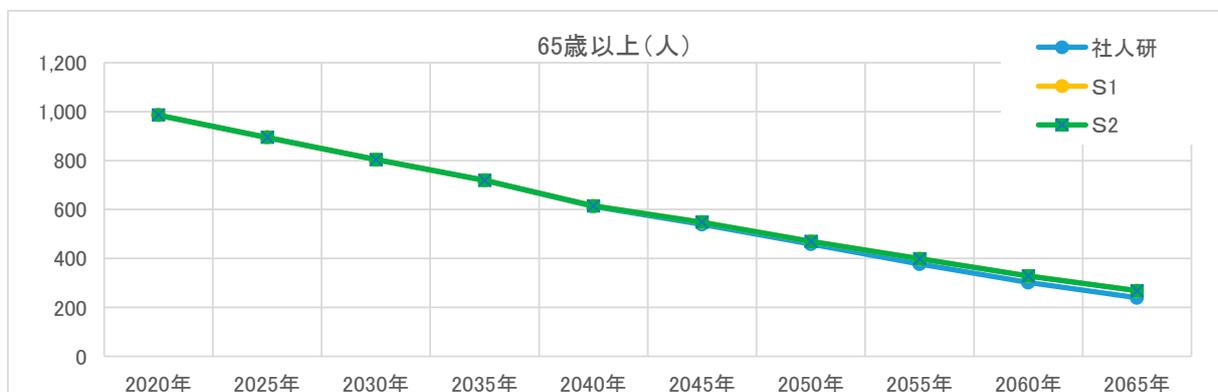
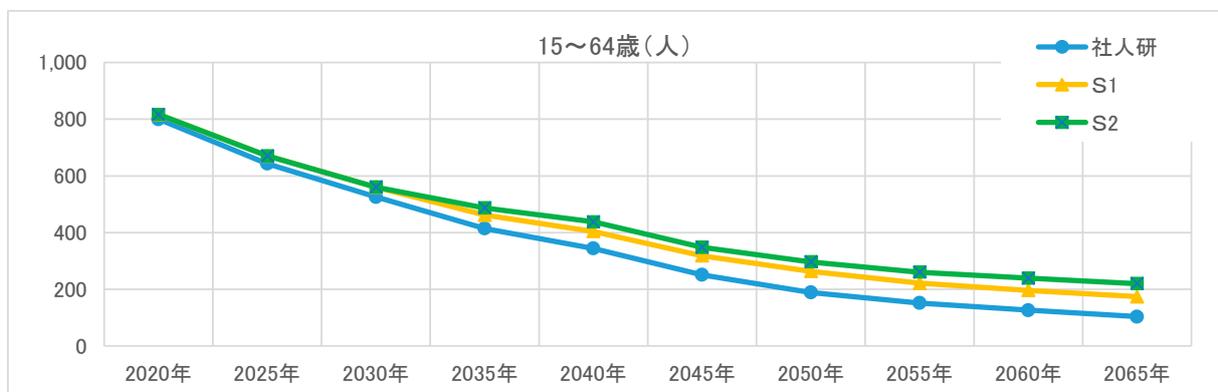
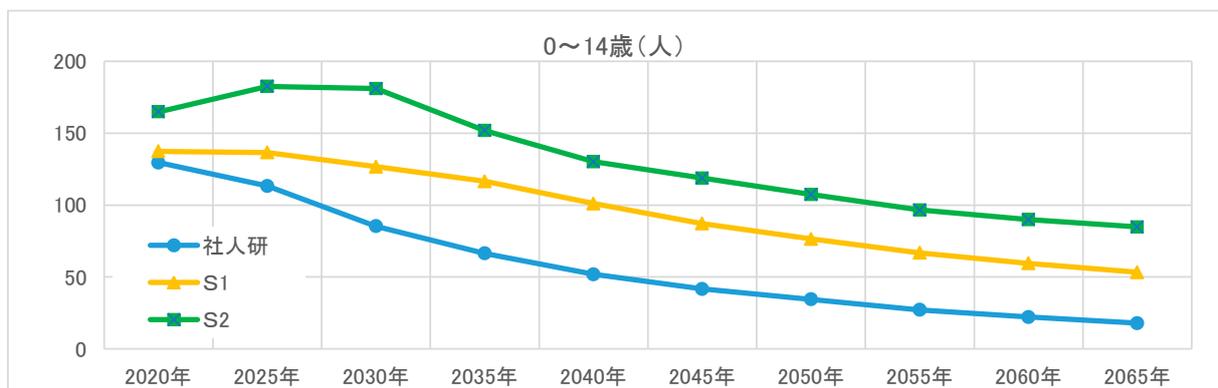
社人研推計準拠では大幅な減少となっていますが、合計特殊出生率の上昇や人口移動の変化（転出の抑制・転入の促進等）を見込んだシミュレーション1～2とも減少の度合いが抑制され、特に若い世代の移動均衡および合計特殊出生率を2.5と仮定したシミュレーション2では一時的な増加も見られます。

➤ 生産年齢人口

いずれも大幅な減少傾向に変わりはありませんが、合計特殊出生率の上昇の有無と人口移動の変化の度合いに応じて減少幅が異なります。

➤ 老年人口

いずれも直線的な減少傾向となり、あまり大きな差はありません。



※上の3つのグラフは、人口差が大きいため、グラフのメモリが異なります。

年齢階級別人口の推計結果(単位:人)

0～14 歳	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研	130	113	85	66	52	42	34	27	22	18
S1	138	137	127	117	101	87	77	67	59	53
S2	165	183	181	152	130	119	107	97	90	85

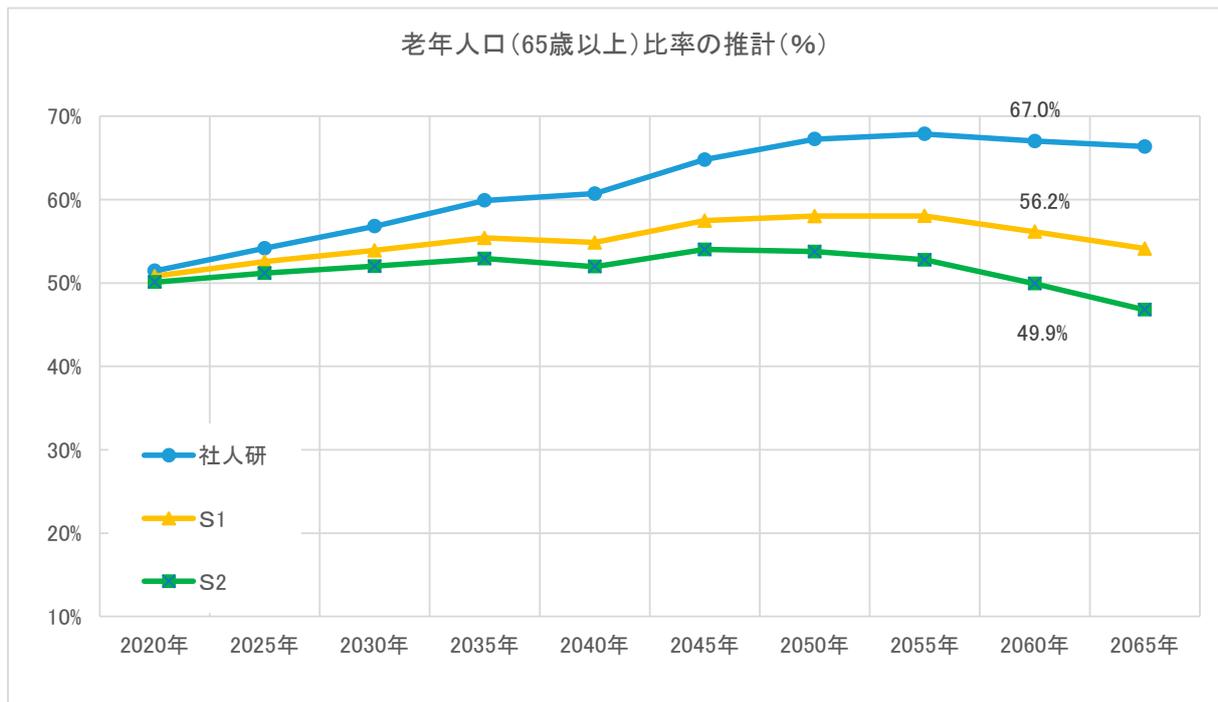
15～64 歳	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研	800	644	526	415	344	251	189	152	126	104
S1	817	671	561	462	405	318	263	222	197	174
S2	817	671	561	487	438	348	297	260	239	220

65歳 以上	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研	986	895	804	719	612	539	459	377	302	240
S1	986	895	804	719	615	548	470	399	328	268
S2	986	895	804	719	615	548	470	399	328	268

75歳 以上	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研	593	566	546	493	437	382	312	282	240	193
S1	593	566	546	493	437	382	314	290	249	209
S2	593	566	546	493	437	382	314	290	249	209

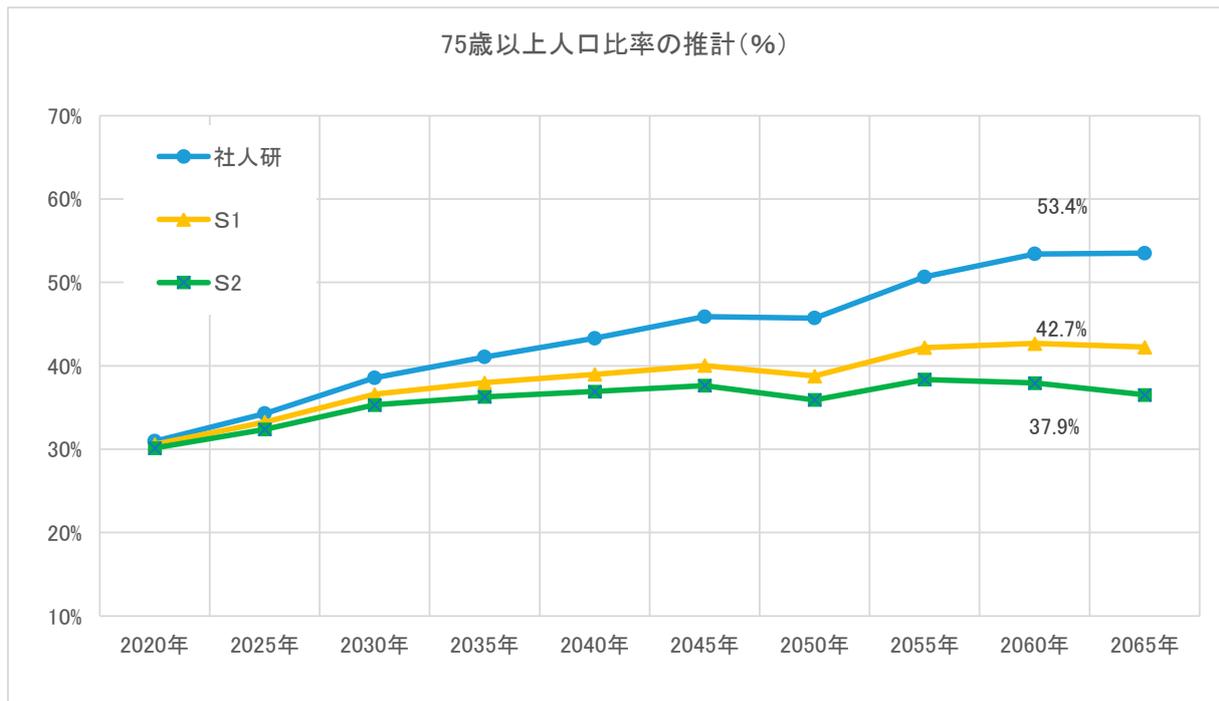
(6) 老年人口比率等シミュレーション

- 老年人口比率（65歳以上高齢化率）は、2015年（平成27年）の実績は47.1%ですが、社人研推計準拠では2055年（令和37年）に67.9%のピークを迎える試算となっています。
- シミュレーション1では2055年（令和37年）58.1%まで老年人口比率の上昇が継続し、それ以降は低下に転じる試算です。
- 一方、比較的若い年代の移動均衡に加え高い出生率の継続を見込んだシミュレーション2では2045年（令和27年）54.0%がピークとなります。



65歳以上	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研	51.5%	54.2%	56.8%	59.9%	60.7%	64.8%	67.3%	67.9%	67.0%	66.4%
S1	50.8%	52.6%	53.9%	55.4%	54.9%	57.5%	58.0%	58.1%	56.2%	54.1%
S2	50.1%	51.2%	52.0%	52.9%	52.0%	54.0%	53.8%	52.8%	49.9%	46.8%

※黄色の網掛けはピーク年



75歳以上	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47
社人研	31.0%	34.3%	38.6%	41.1%	43.3%	45.9%	45.7%	50.7%	53.4%	53.5%
S1	30.6%	33.2%	36.6%	38.0%	39.0%	40.0%	38.8%	42.2%	42.7%	42.2%
S2	30.1%	32.4%	35.3%	36.3%	36.9%	37.6%	35.9%	38.4%	37.9%	36.5%

※黄色の網掛けはピーク年

2 人口減少が地域に与える影響の分析

- 本村においては、進学や就職等のタイミングでの転出超過が長らく続いたことにより 20 歳代～30 歳代が少ないこと、30 歳代等の未婚率が非常に高いことが出生数の減少につながっています。
- 2015 年時点で 65 歳以上が 47.1%、75 歳以上が 28.9%を占める超高齢化の状況において死亡数が出生数を大幅に上回る「自然減」による人口減少が続いています。
- 今後、高齢者数は減少していきますが、それを補う出生数や生産年齢人口の増加は難しく、「自然減」の傾向は続くものと考えられます。
- 現在の状況が継続すれば、地域経済や行財政基盤、地域コミュニティの維持や子どもの健全育成への影響などが想定され、こうした人口減少が地域に与えるマイナス面の影響を次のように整理します。

(1) 人口構造のアンバランス、支え合い機能の低下

- ・後期高齢者や独居高齢者の増加に伴う生活支援需要の拡大
- ・自治会等の担い手の不足
- ・少ない子ども人口による子育て環境の減退
- ・学級規模の縮小による教育上の支障や弊害への懸念 等

(2) 地域経済力の停滞

- ・労働力人口の減少にともなう経済活動等の低下
- ・農林業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大
- ・生活に必要な商品やサービスを提供する店舗の減少
- ・所有者不明の土地、空き家の増加 等

(3) 財政の硬直化

- ・税収等の減少
- ・社会保障費、扶助費の増加
- ・社会基盤の維持管理負担の増加
- ・社会基盤や公共施設等の維持管理コスト負担の増加 等

第4章 人口の将来展望

1 目指すべき将来の方向性

(1) 自然減の改善、社会移動の均衡化による人口の維持

- 自然増減について、2000年(平成12年)から直近の2018年(平成30年)を見ると、「出生」が毎年10人前後であるのに対して、「死亡」は75人前後、年によっては100人近くとなり大幅な「自然減」の状況です。要因は、高齢者数が多く、子ども及び子育て世代が少ない年齢構成(人口ピラミッド)の偏りによるものです。今後、さらに出生数を増やし自然減の改善対策(子育て世代の確保、近年の高い出生率の維持)を進める必要があります。
- また、本村の15~49歳の未婚率は男性で6割超、女性で5割近くになります。未婚率の高さは、出生数の少なさに直接的に影響するものであり、出生数を増やす対応のひとつとして、未婚率の低下に向けた対策が必要です。
- 社会増減については、現在のところ、10歳代後半から20歳代にかけて、進学や就職等のタイミングで転出超過の傾向にあります。一方、30歳代から50歳代等は、転出入が均衡傾向へと転じつつあり、全体の「転入」と「転出」がともに年平均85人前後となっています。今後も10歳代後半から20歳代にかけての進学・就職等を理由とする転出超過は続くものと考えられますが、30歳代以降でのU・Iターンへの対応を一層強化し、村内に留まりつつ通勤や就業、2地域居住等が可能となるような支援が求められます。
- 30歳代以降の転入促進にあたっては、住宅の確保が大きな課題となります。村内の空き家や空き地の増加が予測されることから、子育て世代等に向けた空き家活用や新たな宅地と住宅確保が重要です。
- こうした、社会増減の均衡化の傾向と老年人口・死亡数が減る段階に至っていることを踏まえ、未婚率を下げ出生数を増やす対策、転出抑制やU・Iターンへの対策を進め、より穏やかな人口減少にとどめる必要があります。
- なお、高齢化率の上昇は今後も続く見込みであり、特に後期高齢者数は増加しつつある中で、高齢者の健康を支援し、健康寿命の延伸につなげていくことも重要です。

(2) 雇用の受け皿、地場産業の振興、新しい創業の推進

- 本村では、「医療、福祉」をはじめ、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」、「卸売業、小売業」、「製造業」などが、雇用の大きな受け皿となっています。また、「林業」、「宿泊業」、「木材・木製品製造業(家具を除く)」、「社会保険・社会福祉・介護事業」などが地域産業としての強みとなっています。こうした雇用の確保は、人口維持において重要であり、既存企業に対する経営基盤の強化支援が課題です。
- 第1次産業の就業者数はあまり多くはありませんが、職住一体の産業であり、本村の地場産業として、6次産業化や耕作放棄地の活用、環境問題を踏まえた林業振興などを通じて、振興を図ることが求められます。
- 本村の観光は、優れた自然環境や山里、農林業を活かすものであるとともに、波及効果が高い産業と言えます。「宿泊業、飲食サービス業」は、交流人口の増加や若年層の雇用の

選択肢拡大につながるため、都市近郊での観光需要の増大など新しい観光振興が求められます。

- 事業所の新設率は低い状況です。新型コロナ対策によるテレワークの拡大や職住近接の志向等を踏まえて、更なる創業へのチャレンジ・新設・誘致につながるような支援策を検討する必要があります。

(2) 新しい人口対策を考えるポイント

東京一極集中が続き、さらに都心居住への志向もまだまだ根強いものがあります。その一方で、身近なコミュニティや特色ある地域での暮らしを求めるニーズも少なくないことから、本村の条件を活かし、田舎暮らしを楽しむ新しいライフスタイルへの対応を考える必要があります。

また、ポストコロナに対応する、テレワーク、ビジネスの変革への機運なども活かすことが求められます。

さらに、地域課題の解決や地方移住に向けた裾野を拡大するため、本村に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の拡大を目指し、檜原ファンづくり、2地域居住などに取り組み、定住人口へとつなげていくことも大切です

【檜原村に期待される役割・方向】

- 顔の見えるコミュニティ、地域社会の絆を大切にする暮らしの提示
- コロナ禍をきっかけとする新たなビジネスや取り組みの支援
- テレワークやワーケーション環境の整備による2地域居住の促進や交流人口の増大 また、U・Iターンによる定住の促進
- 農業や森林、落ち着いた環境を活かした、暮らしをデザインするスローライフのPR
- 学齢期・就職期の移転があっても、いずれ帰りたくなる「ふるさと」としての魅力化
- 20～30代での結婚・出産、一人っ子から2人・3人へと、子育てを楽しむ暮らしの支援
- 女性の活躍、元気な高齢者の力の活用
- 空地・空き家の活用による村外からの移住の支援
- 観光など交流人口や2地域居住など関連人口の拡大および定住への選択肢の多様化
- 耕作放棄地の活用、林業、観光、特産農林産物等を活かした6次産業化



【目指すべき将来の方向】

- 子育て世代や定年前後の人がUターンしてくる村、新たに移住してくる村
- 子育てを楽しみ、世帯人数が多い村
- 森林資源や観光資源をはじめ、固有の資源を活用した仕事が創られる村
- 個人事業者、観光サービス業など小規模なビジネスを創業しやすい村
- テレワークなどで在宅勤務により住み続けられる村
- 高齢期を快適に過ごすために必要な環境が整っている村
- 空き家や土地の利活用が活発で、2地域居住や移住・定住を推進する村
- エコツーリズム、アウトドア活動、森林・水源交流等が盛んで関係人口が増えていく村

2 人口の将来展望

将来の目標人口は、国の長期ビジョンの期間 2060 年（令和 42 年）を見据えて、高い合計特殊出生率の維持とともに、子育て世代の移住・定住を促進し、この年齢層の人口移動が均衡すると想定したシミュレーション 2 に基づく目標人口を定めることとします。

【合計特殊出生率の目標】

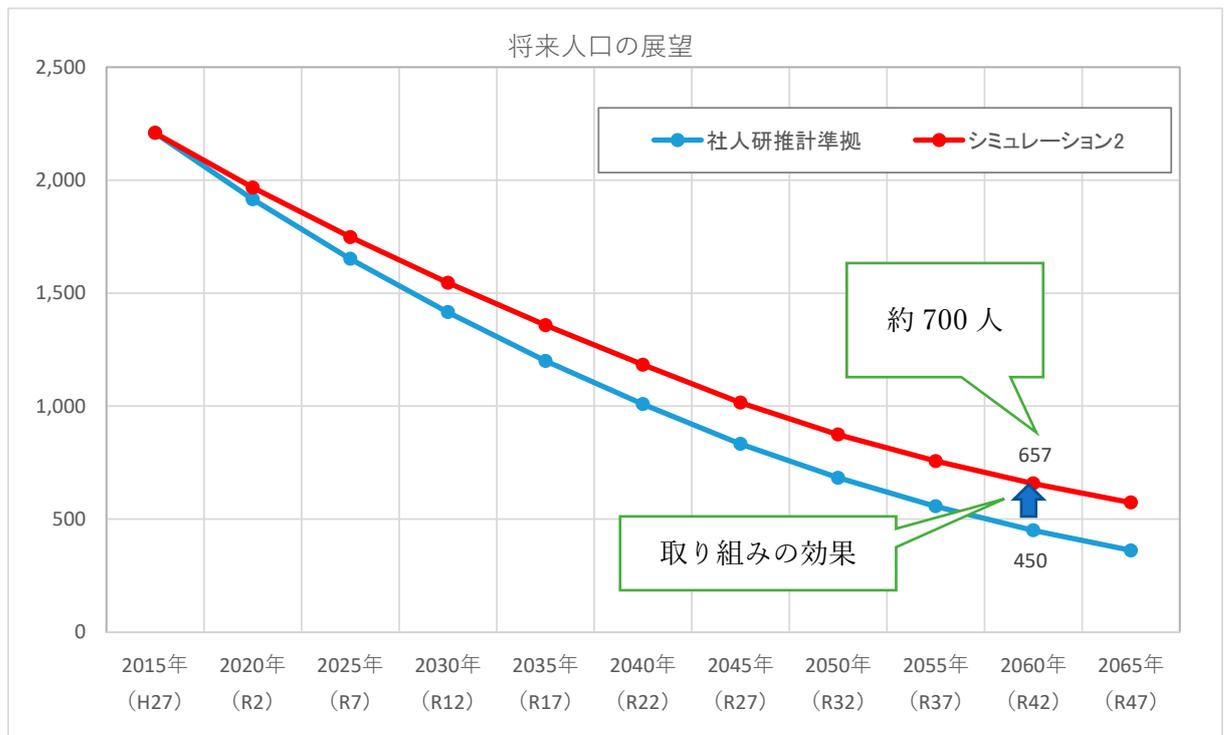
近年の合計特殊出生率の上昇傾向を踏まえた合計特殊出生率 2.5（子ども 2 人～3 人家族）の継続をめざす子育て世代支援・子育てしやすい村への取り組みの推進

【社会増減の目標】

30 歳代や 40 歳代の子育て世代の移住・定住を促進し、この年齢層の人口移動を均衡化する



【将来の目標人口】
令和 42(2060)年の総人口 概ね 700 人



第 2 部

総合戦略

第2部 総合戦略

第1章 総合戦略の策定にあたって

1. 総合戦略策定の目的

第1期人口ビジョン・総合戦略に基づいて、村では施策展開を進めてきました。第1部の人口ビジョンで確認したとおり、人口は引き減少傾向での推移です。特に、高齢化による自然減が続くことが予想されます。

しかし、その一方で若い世代の転入も見られ、出生率も増加傾向に転じるなど若年層の人口増加の兆しも見られます。

今後も人口減少に対する積極的な取り組みを続け、活気ある定住、交流の村づくりを進める必要があります。加えて、関係人口の創出を基に、企業版ふるさと納税を導入し村内への投資の流れを生み出すことにより、地方創生プロジェクトの推進を加速させます。

豊かな自然環境の中で、ゆとりと安心があり、文化の創造を図る暮らしができる村づくりを目指して、「産官学金労言」の連携・協力を得て、戦略的な施策を総合的に進めるために本計画を策定します。

2. 総合戦略策定の位置づけ

総合戦略は、国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて策定する「地方版総合戦略」です。

『森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村』を将来像に掲げた「第5次檜原村総合計画」との整合性を図りつつ、「檜原村人口ビジョン」に掲げた目指すべき将来の方向性を踏まえて、国が示す「政策パッケージ」に基づき、村の特性や実情にあった具体的な施策・事業を明らかにするものです。

3. 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年）から令和6年度（2024年）の5か年とします。

第2章 計画の理念

本村は、「第5次檜原村総合計画」において、『森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村』を目指す将来像を掲げて、豊かな自然環境の中で、ゆとりと安心があり、文化の創造を図る暮らしができる村づくりを進め、村を訪れる人々が憩い、また、訪れたい、住んでみたいと思われる未来の子孫に誇れる村づくりを図ることとしました。

そしてこの戦略では、総合計画における村づくりの将来像を踏まえて、未来の子孫に誇れる『東京のふるさと 檜原村』を村づくりの基本理念としました。

村民がいつまでも暮らし続けることができ、安心して戻ってこられる“ふるさと”を目指し、新しい仕事を創る取り組みや魅力ある村営住宅の建設、空き家対策、結婚から子育て、教育までの一貫した支援、高齢期を元気にいきいきと暮らすための支援など、総合的な施策を進めることで、村民の定住促進を図ります。

また、本村は、東京都において島しょ部を除いた唯一の村で、特別区部に最も近い本格的な山村・田舎（日本のふるさと・原風景）であることを踏まえて、村をあげて「エコツーリズム（自然や歴史・文化を体験し、学び、その保全に責任を持つ観光のありかた）」を推進し、村での自然体験、山村・田舎暮らし体験を通じて、自然との共生や村での暮らしにふれる人々を増やすことで、村への移住・定住者の増加につなげます。

これらの取り組みを通じて、村民にとって、村（故郷）への誇り、愛する心を育み、観光業の活性化による雇用の創出や新たな生きがいにつなげていきます。

【基本理念】

東京のふるさと 檜原村

第3章 基本目標の設定

第1期の取り組み実績と今後の継続事業との整合性を踏まえて、第2期の基本目標は第1期同様下記の4つを基本目標とします。

【4つの基本目標】

- 基本目標1 地域固有の資源を活かして仕事を創り出す村づくり
- 基本目標2 戻りたくなる、暮らしたくなる村づくり
- 基本目標3 村民一人ひとりの結婚・出産・子育て・教育を支援する村づくり
- 基本目標4 村民一人ひとりの安全・安心な暮らしを守る村づくり



第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 地域固有の資源を活かして仕事を創り出す村づくり

【基本的な方向】

村での定住を促進するためには、産業と雇用環境を充実させる必要があります。また、高齢期までいきいきと働きながら、後継者を育成する環境は地域産業の振興にもつながります。

自然環境と地域特性を活かした農林業の振興に向けて、遊休農地の利活用や農地の獣害からの保全、林道整備などによる効率的な施業環境づくりに努めます。また、就農希望者への農地の情報提供や林業従事者の育成確保を通じた人材づくりを推進します。加えて、特産品のブランド化や加工品の開発、販路開拓などにより付加価値の高い農林業の育成に向けて取り組みます。

一方、村内の様々な業種や各種団体等と連携し、農業体験や森林整備体験など体験型交流観光による観光振興を推進します。また、払沢の滝、神戸岩など地域の観光資源の整備を進めるとともに、木材のPR拠点として、おもちゃ美術館を建設します。

また、ICTの利活用によるテレワークオフィスなど、時代の要請に対応した仕事環境や企業誘致の環境整備に努めます。

数値目標	目標 2024年 (令和6年)
観光入込客数	30万人/年
「日常の買い物等の便利さ」に関する村の環境の満足度	20%以上

1-1 地域特性を活かした農業振興

(1) 農地の保全

事業	指標	目標(令和6年)
①遊休農地を有効に利活用するため、村内の農地の情報整理を実施します。	農地の現況調査	令和3年度までに農地GISデータの作成
②遊休農地の利活用や有害鳥獣による被害防止を図るため、遊休農地対策推進委員会による検討を図ります。	委員会開催	3回/年間
③有害鳥獣による被害を防ぐため、効果的な対策を検討するとともに、村内耕作地において試験的に防護柵を設置し、効果検証を図ります。	効果的な対策による検証	令和3年度までに3か所に設置(試行)

(2) 就農者の育成・支援

事業	指標	目標(令和6年)
①農業後継者の育成や新規就農希望者の受け入れ体制の支援に努めます。	新規就農者数	5人/(5か年累計)
②農地の現況を把握し就農希望者等へ農地の斡旋を検討します。	農地の現況調査	令和3年度までに農地GISデータの作成

(3) 特色ある農産品づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①農産物や加工品の流通ルートの開発やイベント等を通じての販売促進の支援に努めます。	支援団体数	3団体(5か年累計)
②じゃがいもなど農産物を使った加工品の試作・研究に取り組む組織・団体等を支援し6次産業の振興を図ります。		3団体(5か年累計)
③農作物の品種研究や量産体制づくりの支援などを通じ、付加価値の高い地域ブランド品の育成に努めます。	檜原ブランド開発件数	3件(5か年累計)
④じゃがいも焼酎等製造事業基本計画に基づき、じゃがいも焼酎を含む「特色のある農産品づくり」の拠点施設を整備します。	焼酎製造の開始	令和3年度中の焼酎製造の開始

(4) 農業を通じた交流の促進

事業	指標	目標(令和6年)
①地域団体の主催による農業体験イベントの開催など交流機会の創出に努めます。	イベント開催回数	年1回

1-2 林業の活性化

(1) 林業振興の環境づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①林道・作業道の開設や計画的な整備修繕により、森林管理や林業施業の効率化を図ります。	新規林道整備	2路線(5か年累計)
②林業従事者の確保・育成を図るとともに林業振興に係わる公的支援制度や助成制度について広報・周知に努めます。	新規林業従事者	5人(5か年累計)
③林業の活性化のため、村内事業者の育成や雇用の確保に努めます。	新規林業従事者	5人(5か年累計)
④木材のPR拠点として、おもちゃ美術館を建設します。	檜原森のおもちゃ美術館開館	令和3年度中の開館
⑤木材天然乾燥施設の利活用により、ひのはら材のブランド化を進めます。	ひのはら材のブランド化	ブランドロゴの検討

1-3 自然を活かした観光振興

(1) エコツーリズムの推進・観光基盤の整備

事業	指標	目標(令和6年)
①森林整備体験などを通じた体験型交流観光の推進に努めます。	交流事業の実施数	15回/年
②エコツーリズムを推進します。	エコツアーガイド主催での実施回数	60回/年
③観光地へのアクセスポイントとして駐車場の整備・修繕や駐車スペースの確保、トイレの維持管理などに努めます。	駐車場整備箇所数	1か所
④ひのはら緑(力)創造事業により、沿道樹木の伐採等による景観整備や、防災対策を推進します。	沿道伐採箇所数	15か所
⑤森林の持つ保健・休養機能や健康増進機能を活用した森林セラピー事業を推進します。	セラピーツアーの実施	15回実施/年
⑥檜原村、観光協会、地域住民と連携し、共同のPR活動やイベント開催などの事業活動を推進します。	イベント等の開催やPR活動の回数	4回/年
⑦弘沢の滝周辺整備改定計画に基づき、整備を推進します。	整備箇所数	11項目整備

(2) 情報発信の推進

事業	指標	目標(令和6年)
①メディアを活用して檜原村の観光の魅力を積極的に発信します。	入込観光客数	30万人/年以上
②観光協会と連携し温泉や宿泊施設、檜原の食材など四季折々の観光情報の発信に努めます。	村内イベント情報発信サイトの新設有無	令和2年度ホームページ設置、運用スタート予定
③自然環境の保護や観光ごみの持ち帰りなど、環境保全意識の啓発やアウトドアレジャーの安全意識の啓発に努めます。	エコツアー実施の際に啓発	60回/年

1-4 商工業の活性化

(1) 地域商業の充実

事業	指標	目標(令和6年)
①地域特性を活かしたものづくり支援や販売促進の支援に努めます。	ものづくり補助金の実績件数	25件(5か年累計) 5件/年
②福祉施策と連携し、配食サービスの拡大について検討します。	社協で火・木実施中かあべえ屋で+1回の実施	週3回

(2) 企(起)業誘致の推進

事業	指標	目標(令和6年)
①空き家対策を通じて、テレワークオフィスの誘致を図ります。	誘致件数	5件(5か年累計)
②雇用の場の確保や村の活性化のため、自然や環境に配慮した企業の誘致活動を継続するほか、情報発信等の充実を図ります。	支援件数	1件/年

基本目標2 戻りたくなる、暮らしたくなる村づくり

【基本的な方向】

定住促進のためには、良質な住宅環境が必要になります。村は、山間地の溪流沿いに集落があるという地理的な特性上、利用しやすい平坦地が少ない状況にあります。定住促進と人口増加を目指すため、村に住み続けたいと考える若い世代やUターン希望者のニーズに合わせた住宅や宅地の供給・整備を図ります。また、移住希望者や様々な世代の生活ニーズに合わせた、魅力ある村営住宅の整備を推進します。

村内の空き家や未利用地の把握を進め有効な利活用を検討するとともに、村への転入や村内転居を希望者する人への情報提供の充実に努めます。加えて、若年世帯への住宅取得の経済的支援の充実、高齢者や障害者が安心して住めるバリアフリー住宅の整備促進を支援します。

また、暮らしやすい地域づくりのため、地区ごとの特性や実情に応じた自主活動を促進するとともに、行政と地域住民が連携した地域活動の充実に努めます。

さらに、現在の地域間交流活動の継続と身近な交流機会の充実による村のファンづくりを進めます。

数値目標	目標 2024 年 (令和 6 年)
30・40 歳代社会増減（5 年間累計）（出典：国勢調査）	0 人

2-1 定住環境の整備・充実

(1) 良質な住宅の整備

事業	指標	目標(令和6年)
①檜原村定住促進空き家活用事業を通じて、空き家や未利用地の情報を収集・整理するとともに有効に利活用し、村営住宅としての整備や転入・転居希望者への情報提供の仕組み作り（定住促進シンポジウム、移住相談会の開催、定住促進に係るPR用動画の作成等）を検討します。	空き家登録件数	10 件／年
	事業を通じた転入者数	25 人（5 か年累計）
②高齢者や障害者が安心して住める、バリアフリー型の住宅の整備を推進します。	助成金の支援件数	10 件／年
③多様な生活形態や世代の要望に合わせた魅力ある村営住宅の建設を推進します。	新規建設戸数	4 戸（5 か年累計）

④若年世帯定住促進補助金制度を継続し、若い世代の定住化促進を図ります。	補助件数	2件/年
⑤村営住宅の整備や村有地を活用した宅地分譲など、土地利用施策も含めた定住促進の制度を検討します。	検討か所数	1戸（5か年累計）

(2) コミュニティ活動の活性化

事業	指標	目標(令和6年)
①地域の自主的な村おこし事業への取り組みを推進します。	事業実施地域（地域単位は自治会）	5地域（自治会）
②村民と行政の相互理解を深め、村政情報の周知、地域課題や情報収集を図るため、行政職員の地域担当者制度を推進します。	担当者派遣数の増加	全体 52回/年 (26自治会×2回/年)

(3) コミュニティ施設の充実

事業	指標	目標(令和6年)
①コミュニティセンターの維持・管理の地元委託を継続するとともに、計画的な維持管理を継続していきます。	維持管理計画の策定	維持管理計画の策定

2-2 地域間交流の推進

(1) 既存の交流活動の継続と新しい交流活動づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①現在の地域間交流活動を継続、充実するとともに、新しい交流活動を推進します。	子ども交流の実施（真鶴町、利島村）	4回/年
②ホームステイ受け入れ家庭の確保を推進します。	隔年でオーストラリアとの中学生交換ホームステイ	隔年実施 目標数：10件
③村外に転出した若者への情報提供の仕組み（Uターン勧誘、引っ越し支援等）を検討します。	補助金制度の構築	補助金制度の構築

基本目標3 村民一人ひとりの結婚・出産・子育て・教育を支援する村づくり

【基本的な方向】

子育て支援施策として、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援体制の充実に取り組んで来ました。今後も母子の健康づくりや経済的な支援制度、相談体制の充実により、安心して子どもを産み、育てられる環境整備に努めます。

また、家族構成や就労形態が多様化したことで、子どもの保育ニーズも多様化しているため、様々な保育需要に対応できる体制の充実整備に努めます。加えて、犯罪や交通事故からの子どもの安全確保、いじめや虐待などの防止啓発などについて、地域と連携した施策の推進を図ります。

一方、学校教育などの教育環境の整備としては、家庭教育や幼児教育の充実に努めるとともに、村の取り組みである小中一貫教育を通じて、保育園、小学校、中学校と連携した、よりレベルの高い幼児教育と学校教育の推進を目指します。また、郷土学習や集団活動を通じて、地域文化への理解と愛着を持った子どもの育成に取り組めます。

数値目標	目標 2024 年 (令和 6 年)
出生数	10 人以上/年
「子育て支援の充実」に関する村の環境の満足度 (出典：18～49 歳アンケート調査)	80%以上
「教育環境の充実」に関する村の環境の満足度 (出典：中学生・高校生アンケート調査)	90%以上

3-1 出産への支援、家庭教育・幼児教育の充実

(1) 経済的な支援等

事業	指標	目標(令和6年)
①村の次代を担う児童の出生を祝福して、保護者に祝金を支給する制度を継続します。	支給継続	全員に支給
②「ウッドスタート宣言」に基づき、新生児に地元の木材で作った玩具を贈呈する事業を継続します。	支給継続	出生時全員に支給

(2) 家庭教育の促進

事業	指標	目標(令和6年)
①母子保健の訪問指導事業や乳幼児期の健康診査などの機会を通じ、食生活や基本的な生活習慣の確立など家庭教育に対する保護者の意識啓発に努めます。	訪問指導の継続	妊娠期から切れ目ない指導、啓発の実施

(3) 幼児教育の充実

事業	指標	目標(令和6年)
①保育園での遊びや体験など集団生活を通じての人格や社会規範意識の形成など子どもの発達に即した保育の充実に努めます。	保育士研修の実施回数	5回/年
②園児と児童の交流や園児の小学校体験の充実などにより、安心して学校生活がスタートできる環境づくりに努めます。	保育園と小学校の交流会実施回数	1回/年
③卒園後スムーズに小学校生活が送れるよう、保育園と小学校の情報共有や連携強化を推進します。	保育園と小学校の合同会議実施回数	3回/年

3-2 子育て支援の充実

(1) 子育て家庭への支援

事業	指標	目標(令和6年)
①出生や進学・入学時の節目、通学費用など、子育て家庭に対する経済的な支援制度の充実を図ります。	支給継続	継続
②子どもの医療や予防接種、健康診断など子どもの医療や健康管理に係る負担の軽減を図ります。	実施継続	継続

(2) 保育体制の充実

事業	指標	目標(令和6年)
①保育体制を充実し、家庭環境や保護者の働き方に 応じたさまざまな保育需要への対応に努めます。	待機児童数	希望者全員受入(待機児童なしを継続) 注) 学童保育ではなく児童館で実施受け入れ
②学校や児童館と連携し、児童や保護者が安心できる放課後対応や子どもの居場所づくりの充実に努めます。		

(3) 安心して子どもが育つ環境づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①防犯ブザーの配布・携帯、交通安全教室の実施など地域の協力とともに、子どもの安全対策を充実します。	新入学児童への防犯ブザーの配布	新入学児童全員への防犯ブザーの配布
	交通安全教室の実施回数	計5回/年(各所1回)
②ひとり親家庭への対応や医療費助成など各種支援対策の充実・整備とともに、制度の広報・周知に努めます。	制度の広報等による周知回数	3回/年 支給時期
③子ども家庭支援センターの機能充実により、育児や家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実とともに、いじめや児童虐待、DV等への対応強化に努めます。	専門員による相談実施回数	12回/年

(4) 子育てしやすい環境づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた普及・啓発を関係機関や村内事業所の協力を得ながら推進します。	村内事業所への啓発回数	3回/年
②男性の家事・育児への参加や女性の就業継続の支援など、男女共同参画の家庭づくり、社会づくりを促進します。	男性対象の育児教室開催回数	3回/年

3-3 学校教育の充実

(1) 豊かな心を育む教育の推進

事業	指標	目標(令和6年)
①地域の自然や文化、産業などについて、地域の方々を講師に招いた授業を行うなど、郷土への理解を深め、愛着と誇りを育む郷土学習の充実に努めます。	郷土資料館等を利用した授業の実施回数	年1回/1学年
②集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動など、学校内外における学習等の豊かな体験活動の充実に努めます。	体験活動の実施	10種類/年
③国際理解教育や異文化体験のため、中学生の海外派遣事業を継続します。	事業継続	希望者全員の派遣

(2) 確かな学力を育む小中一貫教育の推進

事業	指標	目標(令和6年)
①平成23年度から実施している小中一貫教育を通じて、基礎的・基本的な知識及び技能、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度の3要素で構成される総合的な学力の定着を図ります。	檜原村小中一貫教育基本計画(第2期計画)の推進	小学校高学年(5-6年生)の教科担任制の導入

(3) 健康・安全に生活する力を育む教育の推進

事業	指標	目標(令和6年)
①体力向上を図るために、体力や生活習慣に関する調査等の結果から実態を把握し、身体活動量を増やす取り組みを推進します。	基礎体力の向上	東京都の平均値と同等へ向上

(4) 教育環境や学校施設の充実

事業	指標	目標(令和6年)
①小中学校一貫教育の推進と学校統一化に向け、学校施設の統合整備を検討します。	施設整備の検討	小中一貫教育の調査・研修の推進

基本目標4 村民一人ひとりの安全・安心な暮らしを守る村づくり

【基本的な方向】

少子高齢化と人口減少により、地域行事の担い手や近隣での共助の支え手不足、また、保健・医療・福祉ニーズの増大などが予想されます。いつまでも元気でいきいきと暮らせるよう、平均寿命・健康寿命の延伸に向けて、高齢者の社会参加や活動機会の充実を図ります。

健康づくりへの支援として保健指導や相談体制を充実するとともに、疾病の早期発見と予防に向けた各種健診の受診率向上と生活習慣の改善など健康意識向上の啓発に努めます。

また、山間地で急傾斜地や急流河川があり、防災的な観点からの安全な地域が少ない本村の特徴を踏まえつつ、国や都、関係機関などと連携し森林や河川、ライフラインなどの整備を進める必要があります。加えて、防災マニュアルの整備や防災備蓄の充実、自主防災活動や地域での避難体制づくりの促進に努めます。

日頃の生活利便性に関わる公共交通については、デマンドバスの利用促進や路線バスの利便性向上を図る必要があります。利用者の要望等に合わせた運行形態の検討を進めるとともにバス利用のPRに努めるほか、交通不便地域や外出困難な高齢者の移動手段の確保を図ります。

また、今後はさらなる行政運営の効率化が重視されるため、広域連携での行事開催や公共施設の共通利用をはじめ、近隣市町との連携をさらに強化し、共同事業の充実に努めます。

数値目標	目標 2024 年 (令和 6 年)
「防犯・防災対策や交通安全対策」に関する村の環境の満足度 (出典：50 歳以上アンケート調査)	80%以上
「村内に出かけるときの交通の便利さ」に関する村の環境の満足度 (出典：50 歳以上アンケート調査)	40%以上

4-1 健康で活動的な生活への支援

(1) 健康で活動的な生活づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①高齢者の要望等を把握しながら、高齢者クラブの活性化を促進するとともに、地域活動への参加のきっかけとなるよう、各種イベントや交流機会の充実に努めます。	ふれあい事業（高齢者と児童との世代間交流）の実施回数	2回/年
	敬老福祉大会の開催継続	1回/年

②健康の保持・増進を図るため、檜原村健康推進員による地域に密着した健康づくりに取り組みます。	健康推進員活動回数	30回／年
--	-----------	-------

(2) 健康づくりの推進と啓発

事業	指標	目標(令和6年)
①健康相談や保健相談など各種相談体制を村民の要望等に対応しながら強化・充実を図ります。	相談日	定期相談日の開催24回／年および随時相談の充実
②福祉施設などでの訪問歯科指導を実施するとともに、村民を対象とした歯科相談や口腔衛生の啓発に取り組みます。	指導・相談件数	450件／年(指導・相談件数)
③介護予防教室等の開催により、健康管理への注意喚起や意識啓発を進めるとともに、村民の健康管理についての自主的な取り組み活動への支援を推進します。	介護予防教室等の実施回数	50回／年

(3) 予防・健診の強化

事業	指標	目標(令和6年)
①各種健診事業の充実とともに、未受診者への受診勧奨の強化と健診結果に基づいた相談・指導の充実に努めます。	特定健康診査受診率 特定保健指導実施率	特定健康診査受診率 60% 特定保健指導実施率 60% 様々な機会を通し、 受診勧奨、健診結果 についての相談・指 導を実施
②生活習慣病の予防啓発や指導のための専門知識の習得、スタッフ体制の強化を図ります。	研修の参加回数	7回／年
③健康増進や疾病予防の意識を高めるため、各種広報や情報提供・啓発機会づくりに努めます。	健康増進等に関する 広報による啓発回数	ほけんだよりを年3 回発行 各健康教室のチラシ を随時発行

4-2 消防・防災対応の強化

(1) 消防の体制づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①消防団活動への支援を充実するとともに、村の現況に応じた消防団の組織運営や体制づくりについて検討します。	車両等更新(団の実情に配慮し)	積載車30%更新

(2) 災害に強い村づくりの推進

事業	指標	目標(令和6年)
①災害時の緊急輸送の要となるヘリポートの整備を検討します。	ヘリポートの整備 有無	適地選定
②河川や山林の整備促進について国や都、関係機関に要請します。	地域防災計画に基づき、東京都と協議連携	避難所・社会福祉施設周辺の土砂災害特別警戒区域における治山対策等の強化を引き続き都に要請する
③公共施設や地域の避難施設、ライフラインの耐震化整備の推進に努めます。	耐震化実施済公共施設等総合管理計画に基づき長寿命化を図る	村の中心に位置する檜原村福祉センターの更新について、段階的に検討を進める

(3) 防災体制の整備

事業	指標	目標(令和6年)
①地域防災計画に基づき、防災マニュアルや避難所開設・運営マニュアル等の作成・改訂を適宜実施します。	各種マニュアルの作成	住民向け災害対応マニュアルの作成
②早期避難を促し被害の軽減を図るため、警報システムや通信手段の整備・充実に努めます。	防災行政無線移動系のデジタル化	実現可能性調査の結果に基づき村の地形的特性に最適かつ効果的な新たな通信手段の整備・検討実施予定

③防災資機材や非常用食料、避難生活備品等の計画的な備蓄・管理を地域団体等と連携し充実します。	備蓄保有日数	備蓄3日分 および村民のライフステージに応じた備蓄品の検討と備蓄内容の充実(高齢者、女性、乳幼児向け等)
④各種団体等と連携しながら地域の自主防災活動を促進するとともに、要配慮者の避難体制づくりを推進します。	要配慮者名簿の作成とそれに基づく避難訓練等	地域防災計画に基づき、要配慮者の避難体制づくりを強化・促進する

(4) 防災の意識づくり

事業	指標	目標(令和6年)
①村民が安全に速やかに避難できるよう、ハザードマップの作成を推進します。	ハザードマップの作成有無	浸水想定エリアマップの作成・配布 ハザードマップの電子化
②大規模防災訓練の実施や災害時の危険箇所や避難所、安否確認の方法など、広報等での防災情報の提供により意識の向上に努めます。	防災情報の周知回数	通信手段の技術革新に対応し、SNS等の多チャンネルの情報通信網を活用した防災情報の発信に努める。 目標2回/年
③災害時の広域での相互協力支援体制の強化を図ります。	西多摩地域、奥多摩町、上野原市は消防応援協定、真鶴町は災害時の応援協定締結、その他交流がある公共団体との応援協定の締結	近隣市町の宿泊施設との「避難者受け入れ協定」の締結 民間や団体も含め「応援協定の締結」 3団体(累計)

4-3 公共交通機関等の充実

(1) 利便性の高い移動手段の導入検討

事業	指標	目標(令和6年)
①デマンドバス利用者の利用促進を図り、地域特性に見合った運行体制の改善を継続して実施していき、利用者の増員を図ります。	利用者数の増加促進	各路線 2.0 人/便
②路線バスの利便性向上のため、利用者の要望等に合わせた運行形態の検討を進めるとともに村民や来村者に向けたバスの利用のPRに努めます。	バス利用促進のPR	5回/年
③交通不便地域や外出が困難な高齢者の移動を確保するため、外出支援サービスを推進するため、輸送サービスの促進を図ります。	利用者数の増加促進	50 件/年

4-4 広域行政の充実

(1) 広域での行事開催等

事業	指標	目標(令和6年)
①観光振興の推進にあたり、広域自治体との連携による取り組みを検討します。	広域自治体との観光イベントの開催	2回/年
②図書館の広域利用の促進や広域行政圏体育大会への参加など広域での共同事業を充実します。	図書館の広域利用の継続・広域行政圏体育大会への参画	図書館広域利用 80 人/年 広域行政圏体育大会 70 人/年

第5章 戦略の推進にあたって

1. 推進のための体制づくり

戦略の推進にあたり、各事業の検討・実施において、村民をはじめ、産業、行政、教育、金融など、幅広い各層の参加を図ります。

また、村の若者によるプロジェクトチームの設置を検討するほか、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層から意見や知恵をもらいつつ、事業を進めます。

そのため、国や東京都の総合戦略に基づく施策と連携していくとともに、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税といった地方創生に係る各種補助金制度等を積極的に活用していきます。

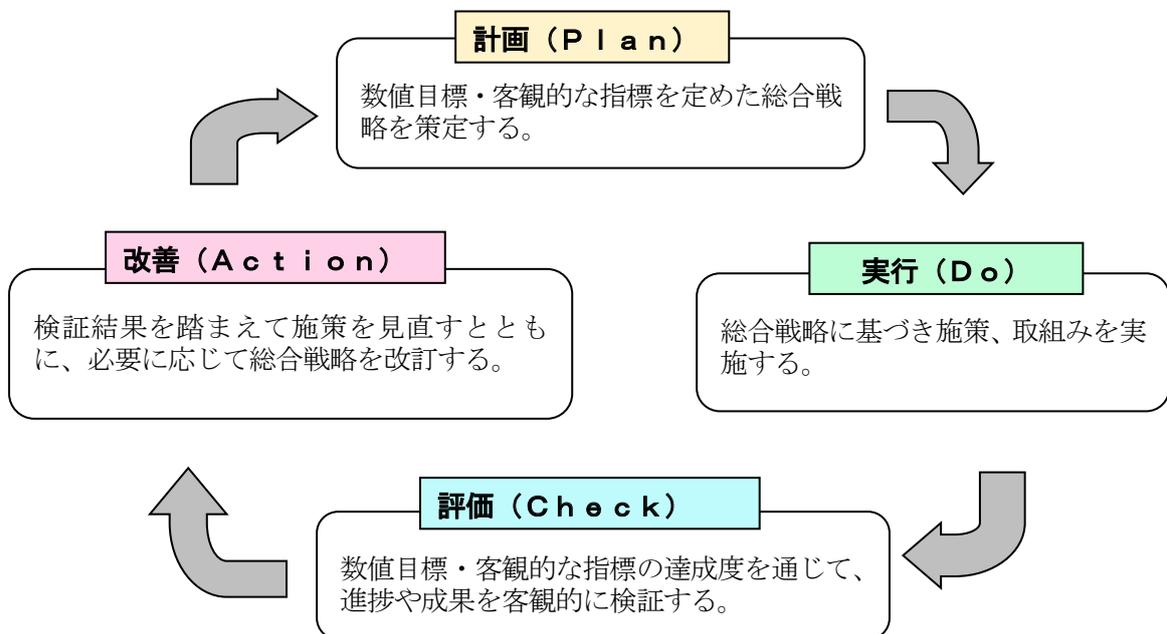
2. 効果検証の仕組みづくり

この戦略の推進にあたっては、施策・事業の進み具合を検証し、改善するPDCAサイクルによる管理を行います。

特に、この戦略では基本目標ごとの数値目標に加え、重要業績評価指標（KPI）を定め、実現すべき成果（アウトカム）に重きを置いた客観的な効果検証を図ります。

3. PDCAサイクル

PDCAサイクルによる管理の考え方は、次のとおりです。



4. 検証体制

村民をはじめ、産業、行政、教育、金融など、幅広い各層の代表者が参加する「檜原村行政改革推進委員会」において、この戦略の推進にあたっての意見聴取のほか、戦略の内容及び重要業績評価指標（KPI）の検証を行います。

資料

檜原村行政改革推進委員会設置条例及び委員名簿

檜原村行政改革推進委員会設置条例

平成24年 6 月21日

条例第25号

(設置及び目的)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した行財政運営の健全化、効率的な村政の実現を推進することを目的とし、檜原村行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、檜原村長（以下「村長」という。）の諮問に応じ、檜原村の行財政改革の推進における必要な事項について調査及び審議し、答申すること並びに檜原村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について調査審議を行う。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、行財政改革及び檜原村まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況の評価及び推進に関する事項について村長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者について、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第27号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

檜原村行政改革推進委員

(順不同・敬称略)

役職	氏名	備考
檜原村自治会連合会会長	石川昇司	
檜原村社会福祉協議会会長	土屋國武	
檜原村消防団団長	大谷貴志	
特別養護老人ホーム桧原苑施設長	岡部義和	
秋川農協檜原支店支店長	市川和夫	
あきる野商工会事務局長	山口純	

檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略

令和3年3月

発 行	檜原村
企画・編集	檜原村企画財政課
住 所	〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1
電 話	(042) 598-1011 (代表)
F A X	(042) 598-1009
ホームページ	https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/